

平成25年6月11日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢 動 丸 壽 之 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 吉 田 淳 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成25年6月11日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
6	7番 岡 光 廣	1. これからの町づくり環境整備計画は 2. 農業振興活性化対策について
7	8番 吉 富 隆	1. 今後の町づくりについて 2. 今後の農業対策について 3. 小・中学校の土曜開校及びPM2.5について
8	6番 松 田 俊 和	1. ガードレールの新規設置を 2. 米多浮立について 3. 町公民館の運営について
9	9番 中 山 五 雄	1. 財政状況について 2. 教育問題と子供達の安全について 3. 臨時職員の採用について

午前9時29分 開議

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（大川隆城君）

日程第1. 一般質問。前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番岡光廣君よりお願いをいたします。

○7番（岡 光 廣君）

皆さんおはようございます。一般質問2日目ということで、トップバッターになりました7番岡光廣でございます。通告に従いまして一般質問の内容説明に入りますけれども、その前に一言だけ申し上げておきたいと思っております。

実は、6月定例議会においては武廣町長初めての議会ということで、私は施政方針を述べられるということを非常に楽しみに待っておったわけです。そういうことで具体的に示されるというふうに感じておりましたけれども、それが今回出されていなくて、実は非常に残念に私は思ったわけでございます。

そういうことで、きのうの内容を見てみますと、要するに施政方針については第1回目の定例会、そのときに一応申し述べておられるその継続的な考えということを言われているようですけれども、その中に3月には町長選が目前に迫っている関係上、新年度の予算は新しい首長の活動を制限するような予算組みを避けるべきとの考えから、政策的なものや新規事業はなるべく盛り込まず、必要な事項を中心に編成を行ったということで、追い炊き予算ということを実は示されたわけです。

それで、新年度にかかわる施政方針については、平成24年度4月から進めている第4次総合計画に沿って、現状と町づくりの方向性、町づくりの3原則を施策に係る方針にさせていただきたいというようなことを述べられていたように感じます。特に今度、予算面については、武廣町長は、私の任期関係を考慮し、今回は骨格的な当初予算となっているということで第1回目の定例会でちょっと述べられているわけですが、特に6月の第2回の定例会においては、町長2期目で具体的な活動指針、施政方針を示されるということを非常に期待しておりました。皆さん方も同じ思いをされているというふうに思います。そういうことで、今回は将来の町づくりの、町発展の一端として今回一般質問をさせていただくことにしております。

それでは、一般質問通告書に従いまして、質問事項の内容説明に入っていきたいと思えます。

第1点、これからの町づくり環境整備計画はということで2つに分けております。1つは生活環境整備について、2つ目に農業環境整備についてということを上げております。特に内容的に示しはしておりませんが、次の点を重点的に一応確認していきたいと思えます。

第1点として、町道の現況調査の進捗状況はということ、第2点として、今後の維持管理、工事計画の基準的な考え、第3点として、上峰町の町づくり、今後の計画。特に町づくりの中で企業誘致等の進捗状況はどのようになっているかと。第4点、西峰東西3号線の調査業務計画と町道認定への考え、これを生活環境整備の中で質問していきたいというふうに思っております。

次に、農業環境整備について、これにつきましては2つに分けております。水田地帯の計画、これは現在、いろいろクリーク防災事業とかなんとかを計画されてきておりましたけど、護岸と排水事業、町全体としてどのような考えを持って進められていくかと。第2点、畑作地帯の計画、これは特に排水路の整備関係ですね。特に西峰地区を重点的に聞きしてい

たいと思います。

それから、質問事項の第2項目め、農業振興活性化対策についてと、今後の重点取り組みについてということで上げております。これは、大きく分けて農地の貸借現況と今後の方向性、特に今回いろいろと政府の農業施策等を見てもみますと、企業の参入ということがよく出てくるようになりました。そういうことで、我々身近な上峰町においても、現在、農業振興策として非常に水田等の整備環境を進められております。そういうことで、総合的に水田関係と畑作関係の今後の一応農地関係の取り扱いについて、どのような方向で進められていくのかと。

特に第2点の中で、農林水産省は担い手、農地が集められるよう都道府県単位の農地中間管理機構（仮称）を新しくつくる方向で具体的に、ことしの8月ぐらいですか、めどにして、来年度に一応国会のほうに提出するというので、皆さん方も情報等でよく御存じだと思いますけれども、農地保有合理化法人にかわる新しい機構改革を進めていくような方向になっておりますので、こういう点に関連して一応内容を詰めていきたいというふうに思っておりますので、執行部の明確な回答をしていただければ簡単に終わりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に、これからの町づくり環境整備計画はという中で、まず第1、生活環境整備について執行部の答弁を求めます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

おはようございます。私のほうからは、岡議員のこれからの町づくり環境整備計画はの中の生活環境整備について答弁申し上げます。

今の質疑の中にありました町道関係の維持管理等のまずは調査関係なんですけれども、町道関係の調査関係につきましては、きのうの質疑の中でも答弁申し上げましたとおり、国の大型補正により調査関係につきましては道路の舗装の調査、それとりのり面の調査、それと構造物等の調査をことし行っていく計画をしておるところでございます。それに伴って、町道の管理関係になるんですけれども、町道関係の管理関係につきましては、今後は先ほど申し上げましたとおり、そのような調査の結果を見て、町道の管理、または舗装の新設等につきましては、計画書を作成いたしまして、コスト縮減を見ながら管理、維持に努めていきたいと思っております。

また、生活環境整備の全体的な考え方といたしましては、資料を事前にお配りしていただきましたけれども、資料内容につきましては割愛させていただきたいと思っております。私のほうからは、道路と生活環境につきまして、ここで答弁申し上げたいと思っております。

道路事業につきましては、生活整備の観点から申し上げますと、道路新設改良の西峰東西2号線につきましては、西峰地区の畑地帯から下坊所集落を通過して県道坊所城島線までの区

間の道路整備を行っておるところでございます。この路線につきましては、平成24年9月議会で岡議員の質疑の中でありましたように、道路の整備をすることで環境整備につながり、宅地化が進み、それが相当額の税収を生んでいる旨の答弁もあつておるところでございます。道路事業につきましては、環境整備の観点から申し上げましても必要性は非常に高いものだと思つておるところでございます。これにつきましては、今現在、堤地区の圃場整備地区で行っております堤1号、2号線の舗装新設工事にも言えるかと思つております。

ただ、このような路線につきましては、西峰東西2号線につきましては防衛省のほうからの75%の補助と、また堤1号線、2号線につきましても、社会資本関係の交付金ということで、国からこれまた55%も来るといふ中で補助事業に乗せることができた事業であります。

今現在、三上地区で2案の請願が上がつておりますけれども、この請願につきましても高額事業になるかと思つております。そういうことで、このような事業につきましては何らかの補助事業に乗せまして計画的に行ふ必要があるかと思つております。

次に、資料の中にも掲げておりましたけれども、側溝整備についてですけれども、この側溝整備につきましても、都市計画指定前に開発されました団地内の排水不良の側溝整備を計画的に進めておるところでございます。今現在進めております下津毛団地と切通団地につきましては、平成24年度大型補正の地域の元気臨時交付金の町道補修等事業の予算により側溝の布設がえの工事を前倒して、この団地につきましては今年度完了をしていく計画でございます。これにより、2つの団地についての排水不良の解消と幅員確保ができると思つておるところでございます。これまた環境整備が一つ整うことができるかと思つておるところでございます。

今後につきましては、そのような集落団地内との排水不良地区の側溝整備、先ほど言いましたけれども、都市計画前の開発団地で排水不良、または道路幅員が狭い地区につきましてもふたつきの側溝への布設がえを計画的に行つていくと考えております。

また、最後に、資料につけておりました河川工事につきましても、鳥越川上流におきまして小規模的な土石流が発生していたため、平成23年度に橋梁をボックスに変えまして上流のしゅんせつ工事を行つております。これらによつて、上流での土石流の発生は見受けられなくなつておられるのも現状でございます。

以上のようなことで、生活環境整備につきましてもの道路に対する現状と今後の取り組みについての答弁を終わらせていただきます。

以上でございます。

#### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございました。現在、一応資料提出ということで、資料の分の説明もしていただきました。今回質問しております1番の町道の現況調査については昨日もありましたので、これは理解しておりますので、これでこの項は一応終わりたいというふうに思つております。

それで、今後の上峰町の町づくり、先ほど言われました。特に都市計画前の開発地区、改良地区については、今年度ではぼめどがついていくということで実は言われております。それ以外に、特に改良工事を見渡して町全体を見ておりますと、特に集落内の道路として、道路幅拡幅とか改良が非常に難しいところですね。ちょうどこの分についての改良を見ていただければ、振興課としては十分把握されているというふうに思っております。そういうところも、やはり町全体の状況を見渡しながら、要するに計画の中に組み入れていただきたいというふうに思っておりますけれども、その考えをお聞きしたいと思います。

**○振興課長（江崎文男君）**

集落内道路の今後の整備等につきましてですけれども、昨日も町長のほうからの答弁もございましたとおり、基本的には請願及び要望等に乗ったところでの計画というような位置づけで今後も行っていきたいと思っております。

そういう中で先ほどの西峰地区についても、要望等の地区の道路があるかとは聞いておりますけれども、そのような形でまず請願及び要望等の提出をされた後に、行政といたしましても地区を調査いたしまして計画のほうに乗せていくような段取りで今後行っていきたいと思っております。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

今、回答をしていただきましたけれども、やはり町道の現況の調査を実はしていかれるわけでございます。そういうことで、私はちょっと請願要望を基本にという言葉が非常に引かかるわけです。要するに、当然やはり調査関係をやっていくとするならば、きちっとした形が恐らく出てくるんじゃないかというふうに思っております。

やはり当然、請願、要望は重視しなければいけませんけれども、調査によってはっきりとした形が出てくるというふうに思うわけですが、出てきたとしても、要するにしないからというふうに捉えても仕方ないというふうに思われるわけです。その辺を担当課としてはどのようにお考えか、もう一度お願いします。

**○振興課長（江崎文男君）**

私の先ほどの答弁が、ちょっと言葉足らずで申しわけないと思っております。

私といたしましては、昨日も申し上げましたとおり、今回の調査内容、舗装の表面の調査及び電柱関係の構造物の調査及びのり面の調査、これにつきましては昨日も申し上げましたとおり、計画書をつくって、それで財政的なところも協議しながら、それはそれとして計画を立てていきます。先ほど言いました私の要望及び請願といいますのは、基本的にはやっぱり用地を伴うものがそのような形になってくるかと思えます。

その要望の中にも、やっぱり地権者方々の同意等があれば、町としても用地に関する前向きな姿勢ということで受けとめ方ができるかと思えますので、先ほど私が答弁いたしました

のは、あくまでも用地とかそのようなところでの必要性があるものについては、要望とか請願の中で判断していく必要があるかということで答弁いたしましたものでございます。

**○7番（岡 光廣君）**

今の振興課長の請願、要望については理解できました。これでこの件は終わります。

それで、現況調査によって、最初触れましたけれども、集落内で要するに道路拡幅等ができない古い水路関係とか排水路、この分については特に要望しておきたいのは町全体を見渡してバランスのとれた、当然拡幅も非常に難しいというところは、今現在、都市計画区域、開発計画前のときにやられたところを整備されてきておりますので、ほかのところもそのような考えで進めていただきたいということを要望したいと思っておりますけれども、この件についてだけ回答をお願いします。

**○振興課長（江崎文男君）**

先ほど私の答弁の中で、切通団地及び井手口団地につきましては、24年度の前倒しの大型予算において工事を完了していく予定でございます。その前倒しを切通と下津毛をすることにより、次の段階に入られるわけでございます。次の段階と申し上げますと、先ほど申し上げました都市計画以前に開発された団地が井手口あたりにもまだ残っております。それと同様に、先ほど議員申し上げられましたとおり、集落内においてもそのような側溝整備のおくれたところもありますので、これにつきましては26年度以降、一緒の考え方で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

済みません、先ほどの今年度、工事を行う団地につきましては、再度答弁申し上げます。

今年度、大型補正で側溝整備をする団地につきましては、下津毛団地と切通団地でございます。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

それでは、次に移りたいと思っております。

特に将来の上峰町の町づくりということで、この分については町長のほうで御答弁をお願いしたいと思いますけれども、今後の町づくりの計画、特に今回も施政方針にも具体的に示されておりませんでしたので、今後の計画について、まず1点としては、企業誘致の進捗状況、それと、町長が恐らくまちづくりプランの中で計画されている中で具体的に計画があれば、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

皆さんおはようございます。7番岡光廣議員のこれからの町づくり環境整備計画はという項の2でよろしいですか。農業環境整備の前ということですかね。1ですね。1で企業誘致についてということでございます。

私はちょっと2のほうを用意しておりましたが、企業誘致につきましては、これまでホリカワ金属跡地に誘致をしなければいけないということで、この土地については土地取得分譲会計から一般会計ということで、いろんな方面に利用できるということもありまして、幅広い業態、業種を当てることができたわけでありますが、どうしてもやはり出入り口に問題があるということもございまして、この改良工事が財政難のためできない状況でございました。今、現況のとおり、俗にいうホリカワ跡地の活用をストックヤードとして鳥栖土木事務所にお貸しして年間の賃料をいただいているという状況でございます。

私は、この後に議会の皆様方に御提案申し上げようと思っておりますが、以前から議会から御提言いただいておりますメガソーラーをあそこに設置したらどうかということもございまして、これによって賃料を増す歳入が見込めるようであれば、その検討をしたいということで、今考えておるところでございます。

また、その賃料以外にもメガソーラーであれば固定資産税を多少見込めるということもございまして、こういう方向でホリカワ金属跡地の企業誘致とはいきませんが、活用については考えておるところです。

また、商業地における企業誘致、これは昨日も申し上げました宅建業者等の資格をお持ちの方々の情報がこの私にも入ってくる。個人的なかかわり方でないかかわり方が何かできないだろうかということを考えているところでございます。こうした方々の情報をもとに、イオン上峰を中心とする商業地域の活性化を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、企業誘致ということで、なるかどうかわかりませんが、先ほど岡議員様から冒頭のお話もございました。農地も法人化が進む状況になってくるかと思っております。

2013年の5月だったと思いますけれども、農業改良普及センターで情報をいただいたわけでございます。どういう情報かと申しますと、三神管内の新規就農者は約20名今おられるそうです。その中の7名は法人化に伴う新規就農者であったと、こういうことございまして、これからますますそういう法人化といっても農業生産法人もございまして、岡議員おっしゃいます企業ということもございまして、企業であれば当然地域との摩擦や衝突等も懸念されることから、町、また農業委員会等の機関がしっかり関与していくことは必要であろうと思っておりますし、そういう交通整理、環境を整えて法人化に対する備え、企業に対する備えをしながら企業の誘致を進めていく必要も、またこれは遊休地、耕作放棄地が広がるという現況の中では必要な対応じゃなかろうかというふうに思っております。

ちょっとお答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

#### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございました。

今後の計画、特にどこどこという場所を上げておりませんでしたけれども、先ほど町長のほうからホリカワ金属跡地という名称が出てまいりました。特にやはり企業誘致とか民間活力によって開発を進めていく上においては、ある程度のインフラ整備は必要と思います。

特に先ほど言われました道路の進入口が問題であったというふうなことも言われておりますし、今後、やはり条件整備をある程度はそれだけの効果が出てくるとするならば、事前の整備を行政としても計画的に取り組んでいくべきというふうに感じておりますので、特にそういうふうな整備については慎重に、ホリカワ金属の跡地、今現在、メガソーラーの話も出ましたけれども、やはり遊んでいる土地をできるだけ有効に活用するような方法を積極的に行政としても取り組んでいただきたいということを特にここでは希望しておきます。特に整備関係をよろしく願いしておきます。

それでは、一応1番の項目の最後にしたいと思いますけど、生活環境の整備の中で西峰東西3号線の調査業務計画及び町道認定というふうな考えを申し上げましたので、この分の町としてどのようにお考えを持っているか、町長の御答弁をお願いしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

岡議員のこれからの町づくり環境整備計画はという項目の生活環境整備についての要旨の中の西峰2号線、3号線の取り扱い方ということでございますが、これはもう御承知のとおり、私も昨年の9月の議会で岡議員から御指摘を受けまして、2号線周辺は民間の適正な開発を誘導したことで、約半数以上の住宅が現在も建ち並んでいるというふうに理解をしています。また、4号線につきましては、6メートル道路ですか、下水もこれは入っております、町道認定もされているということで、1軒か住宅が建っていると思っております。

また、3号線については、農道2メートルぐらいだと思いますが——の状況で、いまだ何も手がつかないという中で、ちょうどそのころいただいた建設新聞を見ますと、3月も堅調な住宅着工数の推移を見ている上峰町でございました。三養基郡の中で一番多い着工数でありました。もし何も安全面だとか請願だとか、議会からのいろんな御要望を考えずに、費用対効果が最も高い事業ということで、これは生産年齢人口を転入していただくための最も効果が高い事業の一つじゃないかと思うのが、岡議員から御提言いただきました西峰2号線以南の神埼北茂安線道路への接続ということと、西峰3号線の改良、また周辺の排水の整備ということになると思います。

道路の整備と周辺の排水を整備することで農地にも好循環が生まれ、もともとあの辺が水がすごくたまりやすいということもあり、効果の高い事業の一つであるというふうに認識しておりまして、今、答弁にございましたように、大変高額な御負担がかかる事業であります。補助金等を見ながら、もちろん用地を伴うものでございますので、請願等の手続を経たものからかかる心づもりでございますけれども、効果の高い事業として、私も前向きに考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

### ○7番（岡 光廣君）

3号線につきましては、一応前回も一部触れておったわけですがけれども、特にこの計画云々については新たに言っているものではありません。これは今までの第3次総合計画の中においてもずっと進められて、上峰町の住宅マスタープランにもびしっとした東西線については、要するに整備路線ということで一応計画の中には載っております。ただ、南北については要するに予定路線ということで、今後の予定というふうな感じで載せられておるわけですがけれども、やはりこの分、なぜ私が――全体的に私も要するに長年微力ながらそういうふうな整備関係の仕事をさせていただきましたけれども、西峰地区が何一ついんなことでも整備をなかなかされてこられていないと。特に、やはり水田地帯については重要施策として行政としても取り組んできていただいておりますけれども、西峰地区については民間活力の一部利用で整備を進めてこられているということでもあります。

その中で、特にこの3号線まで、特に排水を捉えてみましても、排水路が南北3本ありますけれども、その中の2号線までは、要するに行政の負担なくいろんなほかの事業を利用して排水路の整備をやってきたことは事実でございます。この分については、はっきりと言われるのは、私もその中でいろんな役職の中において行政の負担をできるだけ少なくして、やはり生活環境を整備していかなければいけないということで取り組んできておりますので、一応こういうふうな発言できるわけですがけれども、それ以後については、2号線から上についてはいろんな生活排水の問題で、特に基本的には下流から整備されてくるのが本当ですがけれども、上のほうから整備された関係上、下流域のほうに大きな影響が出てきたわけです。そういうことで一部検討をしていただいているわけですがけれども、そういうことで、要するに――それともう1つ、今のいろんな交通体系、特に南については要するに神埼北茂安線が計画的に今現在整備をされてきているということが1点ですね。そういうことで、基本的には西峰地区の東西2号線については、緊急避難道路ということで中央公園までの連携で、一応防衛庁の補助で実現できておるわけですがけれども、やはりいろんな道路をつくることによって、そういうふうな役目も果たしていくということですね。それともう1点が、要するに道路間の連携が外回りは西峰地区はできておりますけれども、やはり各道路間の連結がなかなかうまくいっていないと。理想は直線的に結ぶのが一番理想ですがけれども、やはり部分的な開発がずっと進んできている関係上、100メートルありますけれども、道路間の連結が途中1カ所ぐらいはずっとつくっていくべきじゃないかと。今後の計画の中ですよ。これは、要するに行政だけじゃなくて民間活力をうまく利用して、そういうふうな開発ができるように行政としても誘導、努力を進めていってほしいというのが一つの考えであります。

そういうことで、特に今回、ずっと見渡して町の住宅マスタープランにおいて、要するに一番最後になりましたから、地元の要望等も出てきておりますし、要望書、こういうのを各

地権者の同意をとられて、現在進められております。そういうことで、当然やはり行政としても住宅地というふうな位置づけを基本的にはされてきておりますので、優良畑地と優良住宅地という両方を兼ねた整備という意味合いも含めて進めてもらいたいというのが今回の質問でございます。

そういうことで、極力総合的な行政の今までの取り組みを含めて武蔵町政も第4次総合計画においても、今回、実は施政方針の中で具体的な町づくりの施策を出してほしかったんですけども、やはり当然インフラ整備は将来的なことを考えて最小限度すれば、いい結果に結びつくんじゃないかという点を含みまして質問したわけですけども、調査費を組んで前向きに検討する考えはあるかどうかということを御質問したいと思います。よろしくお願ひします。

### ○町長（武蔵勇平君）

7番岡議員のお尋ねでございます。

総合計画上峰まちづくりプランにしっかり書き込んでありますが、新たな住宅地の形成ということで、「人口増加による町の活力向上を見据え、民間開発の適正な誘導等により、良好な環境の新たな住宅地の形成を促進します。」と書いております。おっしゃるように、今申し上げましたのは、安全面やらで御請願が上がったり、またこれまで長らくかけてきた事業等がございますが、最も効果の高い事業の一つとして私は西峰地区の3号線、また2号線以南の道路を神埼北茂安線への接続ということで申し上げました。そして、その効果もあると思っています。

今、お話の中に民間企業のそういうお声がおありになるという、そういう開発の可能性があるということでしょうか、そういうお話があったときに考えるべきだとは思いますが、私としましても3号線周辺の開発は行っていきたいと思っておるところであります。

今、投げかけられたのは調査費用を計上すべきだというお話でございます。私、調査費については考えていく必要があるんじゃないかとは思いますが、なぜならば、神埼北茂安線の接続というのは今現況でさえ真っ直ぐおろすことができず、また西峰南地区を縦断する道路についても、これからより一層開発が進めば実現が不可能になってくる可能性もあるんじゃないかならうかと思うがゆえに、事業費が多くかかるため、事業実施については難しいかもしれませんが、いつでもスタートすることができる調査等は検討の必要があるんじゃないかならうかと、お話を聞いていて思ったところでございます。

これまで南北、また神埼北茂安線への接続は懸案だと言われながらも、一向に実現をしてこられませんでした。もちろん北部内の道路についてもまだ進んでいないのが現実です。これも財政の状況のため仕方ないことではありますが、やっぱり財政が好転するにつれ実施が可能な、また景気対策なんて急にぼんとやってくるわけでありますので、それに対する備えとしても調査等はできるのではないかと、担当課にはまだ申し上げていませんが、

検討をしてみたいと思っております。

以上です。

**○7番（岡 光廣君）**

ちょっとこれで最後にしたいと思います。

特に今回、一応この路線については計画に乗っているということが1つと、それともう1つ、できるだけ今後やはり優良な仮に住宅地としても良好な住宅形成を町としてもつくっていただきたいということを特に要望するわけです。

特に今後は要するに今現在、ずっと個人住宅もちろんありますけれども、やはり民間開発によっての住宅づくりが現在ふえてきているわけですが、今後ともいい誘導策が続いて、道路と道路間の連結がうまくいくような方向で検討を誘導していただきたいということを特に希望しておきたいと思えます。

それと、ミニ開発をできるだけ今後なきよう、やはり道路整備することによって、そういうふうないい開発の状態が発生していきますので、その点を特に要望しておきたいと思えます。

それで最後に、一応現在この3号線については、なぜ調査費をお願いしているかと。要するに各請願、要望箇所についても、全部を今の状況の中においては計画には乗っておりませんが、調査費をつけてある程度の計画をつくる段階まで来ているわけです。この路線だけが現在残っておりますので、最後の路線というふうな考えもありますので、ぜひとも町の住宅地施策の中の一環としてでも最後の路線ということでもありますので、調査費関係を強く要望して、この項を終わりたいと思えます。

**○議長（大川隆城君）**

次に、②の農業環境整備について執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

岡議員の質問でございます農業環境整備ということで、先ほど冒頭に、畑地と農地の考え方ということでお知らせがありました。水田につきましては、土地改良区の皆様方が積極的に農地の水田を畑地化できる基盤整備を行っていただいております。今年度で三養基西部土地改良区南部がほぼ全ての水田にフォアス、地下水位制御システムが入っていくことになると思っております。この基盤整備によって、野菜づくりが可能になると一般に言われておりますし、選択肢がふえるという意味で大変重要な基盤整備を行っていただいております。感謝を申し上げるところでございます。

また、前牟田地区につきましては、県営クリーク防災事業、今年度25年度から実施していくということで、各区長さん中心とした皆様方にも御協力をお願いしているところです。この前牟田地区の支線水路だけでなく江迎地区の支線の水路につきましては、農地・水の向上活動で支線水路等の改修等を手がけていく予定にしております。

こうした向上活動とともに農業環境整備ということだと思いますと、共同活動も既にこれは昨年からはほぼ全地区で展開をさせていただいているという状況でございます。地域の区長さん、また農業に関係する皆様方を中心とした団体を組織していただき、周辺の農道、水路周辺の農地の管理を農業関係者だけでなく、地域の皆様方による管理を行っていただいております。

また、三上地区のことであろうと思いますが、畑地についての取り扱い方ということはどう考えるかということでは言われました。地下水を利用しての上峰の白菜等野菜づくりを行っていただいております。この優良な農地の排水状況をよくする必要性を常日ごろから議員も御指摘されてこられましたし、私も何らかの対応が必要ということで考えておりましたが、記憶に新しいところでいきますと、景気対策予算を利用して南北に1本排水路の工事をしたというのがもう数年前でございまして、より一層の排水対策が必要になってくるというふうには認識をしているところでございます。

雑駁でございますが、答弁とさせていただきます。

#### ○7番（岡 光廣君）

水田地帯の計画、この分については一応確認という意味合いで申し上げておきたいと思っております。

フォアス事業については、今年度、大字前牟田地区ですか、要するにその残りの分ですね。残りの分については、今年度、土地改良区のほうで事業推進をされていくわけですけれども、特にクリーク防災事業、この分についての確認ですけれども、今年度から自主的にやっていくということでもありますけれども、今現在で計画どおり実施できるかどうかということの確認をひとつしておきたいと思っております。

それと、先ほど、畑作地帯の計画、この分については道路の整備ができれば自動的に排水も付随してまいりますので、この分についても自動的にやはりできるだけ計画的に取り組めるような方向で取り組んでほしいということをやまず要望しておきたいと思っております。

それでは、一応確認の分のクリーク防災について、よろしく申し上げます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先ほどの岡議員の質問であります県営のクリーク防災事業について御説明を申し上げます。

県営のクリーク防災事業につきましては、概算事業費として442,000千円の事業費が算出されたところでございます。事業計画年度としては10カ年計画でございます。今年度からの一応実行ということで、今年度につきましては県といたしまして一応90,000千円の予算を上げておられます。町においては、そのうちの10%の9,000千円の負担ということになります。

内容につきましては、まずは全体的な設計、設計が終わりました残額について今年度で工事ができれば工事に進んでいくというようなところでございます。

以上です。

○議長（大川隆城君）

いいですか。

それでは、次に進みます。農業振興活性化対策について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

岡光廣議員の農業振興活性化対策について、今後の重点取り組みということで、先ほど冒頭に農地の対策、政府の施策についての概要に触れられました。今、国のほうも農業の政策をスピード感を持って進めようとしていると認識をしております。

考えてみれば、この数十年にわたり機械の共同利用、また農地の集落営農組織をつくって行っていくということも、全て大規模化を促す施策であったと理解をしておりますし、この間、幾度か政権交代がありました。その交代があったにせよ、例えば、戦後農地の大転換だとか言われた首相も、4ヘクタール以上の農地にインセンティブを与えて大規模化を促す施策をとられたり、最近では所得補償ということで生産価格と市場価格の差を埋めるということも、そのうち諸外国に打って出る農業を進めるための基盤であったと思いますし、今、安倍政権が進めようとしている議員が御指摘になりました公有化組織についても、同様に大規模化は日本で農業をする以上、仕方のないことだと言わんばかりの強い国の政策があり、その政策のもとで連動しなければいけないという認識を私たちも改めて強く思っております。

農業振興活性化対策ということで、一番大きかったのは今現在も土地改良区で行っていただいています基盤整備ですが、これは反当150千円の補助をいただき、今ほかの自治体では負担が少し出るということで聞いておりますが、私どもは町負担なく進められてこられたのも、これはスピード感を持ってこの施策に乗せることができたことが一つ一つ重要な要素ではないかと思っております。今、安倍政権で言われているのが、ちょっと私も勉強してまいりましたが、水田や畑が治水対策、景観保護などの役割を果たしているとして、農地を持っているだけで支払い対象になるという農地に対して補助金を支払う制度を始めるということでございますし、また農家、農業法人、それに新たに農業を担う人には補助金で経営支援し、加工など高付加価値化や輸出を倍増させる攻めの農業を展開すると。また、農村の公共事業を復活して、農地の整備などに1兆円を盛り込むという大盤振る舞いを現在やられております。こうした動きが本当に、しかも3年間の集中投資期間と言われていまして、ここにまずスピード感を持って乗っていくということも考えていかなければいけないというふうに思っているところです。

岡議員が言われました農地集約バンクなるものがあるのか、まだちょっとはっきり私は認識をしておりますが、これから上峰町における農業振興、活性化の取り組みは今のよう国の施策に合わせて取り組んでいかなければいけないと思っております。

以上です。

## ○7番（岡 光廣君）

特に今後の農地活性化に対しての農地の賃貸現況と今後の方向性ということで、基本的には農地の賃貸状況の資料等を実はいただいたわけでございます。その中に非常に多くの賃貸契約が現在なされているように見るわけですが、そういう現状の特に認定農業者を主体にした土地の集約型農業をやっていただいている方が高齢化のためにつくる人が非常に少なくなってきたということで、面積的にも10町、20町ということで認定農業者主体に土地の集約化が現在、上峰町においても進んできているように思っております。

そういうことで、現在、農業用地の整備については、水田地帯はフォアス事業が今年度はほぼ大半ある程度、南部ができてしまうという計画にもなっておりますし、今後、やはり振興策を図っていくためには、やはり今後いろんな作物が恐らくつくられていくことが予想されます。特にそういうことを踏まえまして、1つ、私がちょっと一番気にかかっているのが国の施策がやはり農家所得の倍増と、10年計画というようなことも申されておりますし、要するに認定農業者にできるだけ土地を集約していこうと、5割から8割ぐらい最終的には集約して持っていこうというような具体的な計画も徐々にできつつあります。

そういう中において我が上峰町においても、今後、要するにいろんな地区——佐賀県においても企業関係、農業生産法人関係が大分佐賀県のほうも実際農業面に入ってきておりますけれども、町長に特にお聞きしたいのが、町内に企業参入が出てきて、今後、進めて展開されていくというふうな方向になってきているというふうに思いますけれども、そういった場合の基本的な考え方をまず行政のトップとしてお聞きをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

## ○町長（武廣勇平君）

岡議員にお答えを申し上げます。

まず、企業ということで申されましたが、農業生産法人ですね。企業参入ということ言われたんだと思いますが、農業生産法人には一定の町としての関与をしなければ、仮に遊休地、耕作放棄地の解消ができたとしても、地域との衝突というのが避けられない可能性もあるということで、一般的によく聞きます。農薬散布の仕方、企業独自のやり方というのも当然でございますでしょうし、そうしたところから、農地の集約につきましてもかかわっていくということが、関与を強めていくということが大切であろうと思っております。

また、今、私がちょっと使い分けをしたいなというところがありまして、やはり一番大切なのは農業の耕作放棄地と遊休地の解消をやっていただくということが目下本町の一番の課題だという認識から農業生産法人が努力されることは公共性の高いことだというふうな理解をしているところです。今、政府が言われております農地の集約バンクなるものは、認定農家の方々にそれを流動化させ、売買じゃなくて貸し付けるということらしいので、それはそれで機能をしていただき、それも将来的には法人化を促すためのいろんな取り組み、施策を

集中されると思いますので、そういう方向で……。ただ、今、遊休地、耕作放棄地はございますから、それを待つてはられない状況だということで、私はこの生産法人に農地の拡大を希望されるのであれば、しっかり促していくことは必要であろうと思います。

法人でどちらを優先すべきかということをつまに町内でもお聞きしますが、どちらとも本町の流動化、荒れた農地がふえていくことを防止してくれる取り組みを続けてくださる以上、内発的に生まれる法人も農業生産法人、外部から来られた農業生産法人についても、どちらにも町がしっかり関与していくことが大切であり、どのみち国の大きな方向性も外に向かって販路を拡大するというのでございますので、それについては町として法人の意見も認定農家の方々の意見も取り入れながら、私としては議会の皆様方とともに、また農業にかかわる皆様方とともに進めていくことは必要なのではないかというふうに思っています。

#### ○7番（岡 光廣君）

それでは、ちょっとこの件について振興課長のほうにお伺いしたいと思います。

現在、遊休地、耕作放棄地の問題はもちろんですけれども、こういうふうな問題について農業委員会、また企業の農業生産法人についての協議は恐らくなされているというふうに思っています。現在の状況について、わかれば説明をお願いしたいと思います。

#### ○振興課長（江崎文男君）

今、農業法人の質疑が出ましたけれども、上峰町内におきまして、現在、株式会社元氣もりもりファーム、これは先ほどの質疑の中でも申し上げましたとおり久留米の企業でございます。そういう中で、基本的に農業委員会への3条関係の申請もう出ております。今、鳥越地区、それと上坊所地区、それと西峰地区で出ておるところでございます。現在のところ約2町幾らかの貸し借りで、現在、もう野菜の栽培、出荷をされています。

聞くところによりますと、まず第1回目としてはハウレンソウを出されております。また、鳥越地区においては、今現在、オクラの栽培を行っておられます。これにつきましては、前回の農業委員会の中でも3条の許可をしたというところもありまして、その後の状況ということで農業委員会についても鳥越地区の現状を確認したところでございます。

現状といたしましては、耕作関係、鳥越地区における遊休農地については、非常に私たちといたしましては、先ほど申し上げましたとおり、オクラの栽培という中で、もう現在進んでおられますので、それにつきましては非常に前向きで感謝するところでございます。

中身につきましては、ことし佐賀の農業大学の卒業生3人を雇われて、今、現状的にやっておられます。また、最終的に農業経営の改善計画ということで、町のほうに出ています計画書を見ますと、将来的には上峰町において5年後の将来的には約60町ぐらいの賃貸において経営をしていくということが計画書の中にうたわれております。

また、今後については、補助事業等を取りながら農機具等の整備あたりもやっていくということで、先般、上峰町のほうに計画書が参っているところでございます。

以上です。

#### ○7番（岡 光廣君）

ありがとうございました。非常に耕作放棄地の解消、あるいは遊休地の利用ということは大変いいことだというふうに私も思っております。

現在、私もずっと資料等を見ておりますと、農業生産法人のあれが非常に多くなってきている。特に農地法の改正、この分が要するに2009年の12月から施行になっておりますけれども、これ以後が非常に一般法人の農業参入がふえてきているということが実は言われております。ある市町においては、やはりそういうふうなところをできるだけ会社と企業と契約して、有効に農地を利用しているという事例も実は出てきております。

そういうことで、先ほど現状の報告の中で、将来的な計画も若干触れていただきましたけれども、現在特に懸念しているのが、やはり上峰町の農業体系のあり方、これを国としてもできるだけ農業を充実する10年計画を持って、国も今後は推進をされていきます。そういう中で、要するにできるだけ専門的に農業をやる人に対して、やはり目標として農地の8割ぐらいをめどにして、一応いろんな施策で取り組んでいきたいということで、今、計画をされているようでありますので、その辺が特に現在、私が圃場整備されている区域内の問題ですけれども、恐らくJA関係と色々な兼ね合いですね。行政、JA関係との兼ね合い、そういうことが全ていろんな影響が出る可能性がありますので、その辺は行政のほうも十分注意しながらこの問題に取り組んでいってほしいということを切に希望するわけでございます。

そういうことで、今後、先ほど出しましたけれども、今まで農地保有合理化法人のほうで農地中間管理機構みたいな感じで、仮称ですけども、そういうふうなことでいろんな面で恐らく国も制約してくるといふふうに思っておりますので、そういう状況を踏まえながら町の農業振興の活性化のため、担当課として、特に行政のトップとして、要するに十分注視をしながら上峰町の農業振興を図っていただきたいということを最後をお願いして、これで終わります。どうぞよろしく。

#### ○振興課長（江崎文男君）

皆様もお聞き及びがあるかと思っておりますけれども、人・農地プラン、これにつきましては今年度、各市町において24年度から人・農地プランの作成ということが義務づけられております。そういう中で、人・農地プランにつきましては、簡単に言いますと、地区の将来の農業に対する設計書というような見方になるかと思っております。実は、人・農地プランの第1回目の検討会というのを先般やりました。基本的には今現在、上峰町でできています人・農地プランにつきましては、あくまでも現状でのプラン、設計書ができていますのでございます。

今後は、人・農地プランの検討委員会の中で今の現状を将来に向けて作り直していく作業を今から先ずっと思っております。その前段階では、まず地区での話し合いをしてもらおうと。一番の目的は、先ほどから議員が申し上げましたとおり、新規就農者への支援、それと

農地集積の支援等々がございます。あくまでも農地プランの中にうたわれていくことにより、新規就農者、もしくは農地集積への国からの支援が参るわけでございます。よって、今の段階としては、その地区ごとに集積については、アンケート的にいいますと、将来的に誰に託そうかというようなアンケート調査も現在しておるところでございます。

そのような形で、これからは農地プランの検討会の中で、先ほどの法人化についてもいろいろと議論が出てくるかと思えます。

以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

岡議員の御指摘のように地元の法人、大規模指向の方々の農地の集約組織を通じた取り組みというのはこれからになると思えます。設計では20ヘクタールから30ヘクタールを1人当たりの農地として設計する政策でありますので、それにたどり着くのは結構時間がかかると思っていますが、遊休地、耕作放棄地は待たなしということで、私どもはその販路の拡大と遊休地、耕作放棄地の解消、そして今言われました人・農地プランの推進、この3本でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

**○議長（大川隆城君）**

以上で7番議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。したがって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

**○議長（大川隆城君）**

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

**○8番（吉富 隆君）**

皆さんこんにちは。本当に梅雨の真ただ中で、田植え時期が間近になっているきょうこのごろではなかろうかと思っております。けさの天気を見ますと、台風3号が発生をいたしまして、梅雨前線を刺激して、大きな災害につながらないのかなという感じを持っておりますが、台風3号は、若干右寄りにそれるようでございますので、大雨は降らないのではないのかなという感じをしております。そういった中で、一般質問を刺激のないような形で進めていきたいなというふうに思っております。

同僚議員の6名の方が一般質問台に立たれまして、いろいろと私なりに考えてみますと、

非常に行政の答弁につきましては、トーンダウンしているのではなかろうか、活気がない、勢いがいいという同僚議員も言われたように、まさしくそのとおりではなかろうかなと思っております。

4年前を振り返ってみますと、29歳で、全国の町村で一番若い町長、武廣町長が誕生をしたことを今ちらっと思い出しておるところでございます。当時は私が議長に就任をさせていただいておる中で、町長さんはその時分については、議会とはガチンコでいくというような言葉を再三再四使ってこられました。大変これはガチンコというのは、議会で議論をすることであるというふうに私は解釈をしておりましたが、その気配がなくなり、非常に穏やかな議会になっているようでございますが、それはちょっと町の方向性、今後2期目を迎えられるまで、本当にきちっとした4年間の柱が見えない。そういった観点から、今後の町づくりについて、町長にお尋ねをしてみたいというふうに思います。

2期目を迎えられるまで、新たな気持ちで施政方針は当然やるべきだと。それをやらなかった。なぜやらなかったのか、その理由をお尋ねまずしたい。

私は、3月は町長選絡みもございまして、骨格予算というふうなこと、同僚議員もおっしゃっていましたが、30億円の予算を上峰町で組んで骨格とはあり得ない。あれが骨格とするなら、この6月議会で予算書を見れば、肉づけが大きな金額になるはず。それでなっていない。そもそも方向性を町長は勘違いされているのではなかろうかと、僕は指摘をしたい。

それと、きのう、3番議員さんがちょっと触れられましたけれども、町長と執行部、いわゆる課長さんたちのコミュニケーションの問題、これは大きくクローズアップせざるを得ないのではないかと。もっとやっぱり施政方針を出すからには、執行部がきちっとまとまりをして、やはり方向性をきちっと出す、それに議会が議論を重ねていくというのが議会のあり方であろうというふうに思っております。

ここで1つの例を挙げさせていただくとするならば、下坊所地区の機能強化の件でございますが、3億円の予算、議会通過しています、議決をしています。口も乾かないうちに270,000千円のマイナス予算補正を組まれました。あつてはならないこと。厳しく私は全協の中で町長にも小言を申してきました。しかしながら、議案書が配付されると、26号までであった。開会日に27号の予算書がついております。これは全協の中で話し合いはしたものの、僕は絶対あつてはならないことだというふうに思います。それが、やはり行政のまとまりがないゆえに、そのようになったのではなかろうかというふうに思います。

それから、町づくりに今後、町長さんは、機構改革は必ずやらざるを得ないであろうと。そうしないと、2期目に対する意気込みというのが見えない。やはり計画性を持って行政運営に当たっていただく。

選挙前の話になりますが、武廣町長でよかったと言われる町づくりをするというパンフレットを私は見えています。どういうことなのか。そういうことであるとするならば、やはり2

期目の意気込み、きちっとした基本方針を議員の皆さんに一番早く御披露するのが筋道だと思っております。しかしながら、されなかったのも、その理由をまずお尋ねをし、それから、それに付随する質問をさせていただきたい。その2点目に機構改革はやられるのかやらないのか、お尋ねをしてみたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますが、今後の農業対策についてでございますが、これも農業だけに私は質問を今までしてまいりましたが、同僚議員も農業対策に興味を持たれて質問をさせていただいております。仲間がふえたということで、私も非常に喜んでおります。

まず、今後の農業対策について、町長がどのような方針を持っておられるのか、お尋ねをさせていただきたい。こういった中でも、非常にインフラについては、フォアス事業が26年度には上峰町は全部完了することに計画ではなっております。そうしますと、今からこの農業対策をどのような形に行政が指導をしていくのかということをお尋ねしてみたい。

それから、先ほど申しましたように、災害、梅雨時期には、去年も7月には災害が出ております。この佐賀県においては、人的災害がなかったのも、不幸中の幸いかなというふうに思っておりますが、激甚災害の指定というのについてお尋ねをしたいのは、行政としてきちっとした形をとって方向性を出していただきたいなというふうに思っております。

去年の災害で北部地区のため池の問題、激甚に指定をされて、国が何%、町が何%、個人負担が何%というようなことで法律で決まっているようでございますが、この個人負担の分が土地改良に町長名で請求が来ております。そういったことも含めて、今後の対策として、どのようなお考えをお持ちか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

3番目に、小・中学校の土曜開校及びPM2.5の問題でございますが、この問題についても、私は2回目の質問になりますが、いち早く佐賀県で土曜開校を検討したらいかがですかという話をさせていただきましたけれども、やる気はなかったように私は記憶をしております。また同時に、このPM2.5についての小・中学校の対策というふうなことも含めて質問をいたしました。何ら対策はなされていないように私は見ております。

今現在、上峰町でもお年寄りの方が昼間、窓をなしがん閉めとんね、風ば入れればいいじゃないですかというお尋ねをしたところ、いや、このPM2.5の問題ですよ。のどに非常に悪いという意見を聞きました。そういった観点から、福岡県北九州地区では、やはり小・中学校の運動会さえ中止をしているところもございます。毎朝テレビ見ると、この2.5は必ず出てまいります。だが、対策は言わないんですよ。平均値がどうだということだけしか言わない。非常に体の弱い方には基準までいなくても病気になる可能性はあるのではないかと。教育委員会として、この問題についてどのようにお考えをされているのか、今後どのような形をとっていきたいのか、お尋ねをさせていただきたいというふうに思いますので、明解な御回答をお願いいたします。

なお、つけ加えておきますが、いろいろな問題について、財政がどうだとか、総合計画が

どうだとか、僕には理由にならない。財政がなくても、やる方法は幾らでもあるはずなんですよ。だから、そういったことについての御答弁はされないでいただきたいというふうにお願いをして、総括の質問を終わらせていただきます。

あとについては、一問一答方式で質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に、今後の町づくりについて。町づくりの方向性について、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

8番吉富隆議員の今後の町づくりについてというところで、2期目を迎えられた町長の町づくりの方向性についてのお尋ねでございます。

これは繰り返しになりますが、先ほどの話に触れて申し上げますと、1期目について、議員から御指摘があった言葉を私が新聞の紙上で書かれまして、それをもとに議員から、議会とのすり合わせなく行うということについて、非常に遺憾の意を表明されておったことを思い出しました。2期目に入り、4年間の経験としてわかったのは、年度半ばでの新規事業を打ち上げて、まさにことしの施政方針という形で事業を提案申し上げるとするのは、すり合わせを行わない、議会との議論を行わないで進めるということの意味する上でも、ある意味、議会と向き合ってガチンコという表現で言われましたけれども、ガチンコでやるということであらわしているわけでありまして、そういう対応はふさわしくないということで、議会との協議を通じて、また住民の皆様への周知期間というのをしっかり設けて、新規事業には取り組む必要があるということを示し上げるつもりで、私は昨日、新たな事業についての概要には時間をかけて取り組んで、議会との議論を通じて取り組んでいくと申し上げたところでございます。

大事なことは、この施政方針というものは、していないということではありません。3月の議会では、施政方針をしっかり町長の施政方針ということで方向性を申し上げています。これまでの施政方針もそうですが、本町の事業というものは総合計画で決まっております、なるべく町民の皆様方に進めて、また周知したがよいものを事業計画として施策の方向性と施政の方針ということとあわせて事業計画をお伝えしてまいりました。

3月におきましては、昨日答弁しましたように、選挙があるという中で、骨格予算をつくらなければいけないということで、新規の事業を新首長が3月以降に提案される余地も残す必要があるということで、施政方針としては施策の方向性ということだけ申し上げたところでございます。今回は、この私の町づくり、皆様と一緒にやってまいりましたまちづくりプランの事業、また抽象的な表記になっておりますが、その範囲内におさまる事業というものを、今も計画をしております。それは新年度、来年度の施政方針に盛り込むべきと

いう判断をしているところです。

その上で、今回、町づくりの方向性を求められておりますので、答弁を申し上げますれば、私が選挙の期間中にお配りした町づくりメニューを御紹介することになると思います。大きな時間を割きますので、後ほどプリントでお渡ししたいと思いますが、議員が先ほど申されました資料について、配布が十分にできなかった理由を答えよということであったと思います。

御承知のとおり、期間中は、たった1日でありました。しかも、私の配布するまちづくりプランは、期間中に配布する性格の資料として用意をしていたものでございます。よって、1日目に結構出したわけでありまして、それが議員のもとにも届いたのかもしれませんが、そういう意味で全戸に配布ができていない、選挙活動として届いていないということがあります。また、選挙広報についても、この選挙自体が無投票になったということで、配布がなされていなかったということになると思います。

また、武蔵でよかったと言われる内容の資料になっていると聞きましたが、私は、そこはそういう表記をしておりません。安心が今の上峰町には必要ということで、私が財政健全化を堅持するというので、住民の皆様は安心感を持っていただくメニューとして、このまちづくりプランを発行させていただいたところでございます。

それは今、冒頭に申されたことにお答えして、今後の町づくりの方向性ということでございますが、やはりどんな町でも、人口増加をしっかりと計画的に促して促進していくような施策が必要だということで考えていくべきだと思っておりますし、先ほどの岡議員の議論でございませぬが、投資効果の高いものから行っていきたいということもございませぬけれども、請願の状況、これをしっかりと対応していくということも必要であるというふうに理解をしております。今回、これまで上峰町の課題として、今私自身が寄せられているものについて、順次行っていくということが必要であるというふうな視点に立っております。その上で、特に議員は農業について、日ごろから御指摘をいただいて御指導いただいているという意味で答えますと、農業についての対応というものは本当に待たないだと思っております。これから農地が流動化していく中であって、非常に重大な局面を迎えていると思っておりますので、この農業振興対策協議会というものを設置し、これは6月1日で規則をつくりました。この上で振興対策協議会にメンバーを構えて、先ほど言われました農地の関係、集約の関係、加えて販路の関係、また6次産業化の関係、関係するところを交通整理できる場を設けるということを考えております。

また、生産年齢人口増ということで申し上げますと、一番大きいのはやっぱり子育て支援ということであると思っております。子供にかかわることであると思っております。子供にかかわる子ども・子育て会議を、これは全国画一的に進められるということでございませぬので、その会議自体の中で協議をしていき、新年度に事業を起こせればというふうに思っているところ

ろでございます。

それぞれ私の思い、アイデアというものは当然でございます。保育料についても国基準まで上げて保護者負担は増大しておりますし、給食についても民間委託がまだまだ契約期間内ということでもあります。また、学校現場の校舎等にも改修の必要があると言われております。乳幼児医療費につきましても、子供の医療費につきましても、議会との方向性のみしか決まっておられません。こういう思案はございますが、議会との協議の中で、新年度4月1日から実施をできるように考えていかなければならないというふうに思っている以上、ここでこれをこうやりますということで議会軽視のような発言を控えさせていただき、今後とも刺激のない質問をしていただけるということでございますが、皆様と穏やかに、しかも情熱的に話し合えればと思っておりますので、どうぞよろしく願いして、答弁とさせていただきます。

### ○8番（吉富 隆君）

ただいま町長さんのほうから御答弁をいただきましたけれども、3月に施政方針を出したと、おかしいんじゃないですか、町長。町長、3月の20日まででしょう、任期は。だから、2期目に向けての施政方針は、6月議会が第1回ですので、ここで出すべきでしょうと言っているわけですよ。私はそこを聞きたい。なぜされなかったのかとですね。今いろいろ述べた問題については、僕は触れなくて、僕にはよかったですよ。やはり施政方針というのは、選挙が終わった第1回の定例会、ここでやるべきだと思っております。来年度につきましても、3月定例会になるでしょう。僕はそう思うんですよ。僕は、やはり武廣町長に、町民の皆さん、議会もやはり負託をした、期待を持っている。だから厳しいことも2期目にはなりますよということなんですよ。それを今のような逃げ方で僕には答弁になりませんよと言っているわけですよ。

骨格予算で字引引いてみらんですか、今、何て書いてあるですか。ここで僕が言う必要もないでしょう。そういった4年前と比べて、町長にやる気が非常に見えない。議会と相談してと、何でもじゃあ6月議会の提案、議会と相談してつくったの。そうでしょう。日本は法治国家で、憲法があって、三権分立があって、行政と議会の違いは言うことも要らない、わかるでしょう。行政主導型なんですよ、日本は。町長がやる気のあるなら、こうやりたい、方針を決められて、議長、副議長に相談して、僕はこういうことをやりたいと。それからが議会との話じゃないでしょうか。議会と決めて、それを議案書でやっていくと。それは町長、逃げているよ、町長としては。自分が町長だから、きちっと方針を出して、こういうことを町づくりのためにやりたい。それは行政の課長さんたちとよく相談をして、こういうことをやるよということを議論されて、それを議長なり副議長なりと相談をされて、こういうことでやりましょうというのが議会との調整ではなかろうかと。順序を間違えているよ、町長。僕はそう思うよ。

だから、冒頭申したとおりに、財政が厳しいからとか総合計画が云々ということには僕に

は通用しないよと言っているわけです。そうでしょう、行政主導型でしょうもん。議会主導型ですか。いや、議会からも提案はできますよ。そういうことを町長に期待しているわけですから、7番議員も冒頭に申されたように、やはり施政方針を出されて、その内容を見ながら一般質問をやっていききたい。大きな期待をしておったんですよ。町長ね、若干心に緩みがあるんじゃないでしょうかねと僕は見受けます。やはりもっと若さを出して、ばりばり引っ張っていく指導者になってほしい、そう思います。町長は謙遜されて、トップダウン的なことは避けたいと。時にはトップダウンも必要でしょうし、また行政内で議論するのも必要だろうと思います。ガチンコという言葉を使ったのは、僕は町長がリーダーシップをとって、提案をされて議論する、そういう意味ですよと、私はそういうふうに説明もしたはず。私はそういうふうに考えておりますよ。

まだ町長、33歳でしょう、もう4になられたんですかね。やはり若さを出す、よそのまちなないことも思い切ってやっていく。そういうことをやろうとしない。もうほとんど6人の議員さんには逃げていた答弁にしか僕は聞こえなかった。町長、期待しておるけん言いよつとよ。よかですか、期待しとらんない言わんばい、はっきり申して。もっと嫌うことを言ってみると、町長が好かんかもわからんけど、無投票だったからゆたつとしているんじゃないのかという町民の声もあるんですよ、事実。そういうことのないように、無投票になったということは期待感が大きいと、町民の皆さんが、そういうふうに理解されれば、もっと行政をリーダーシップとっていける町長になるんじゃないかなでしょうか。

1年目は議員の皆さんも控え目ぎみであったと思います。だから、僕まで7人の一般質問ですが、同じ質問が全部出ています。それだけ期待度が高いということ。そこら辺が町長の考え方は、僕は間違っていると思う、はっきり申して。そこら辺の今後の考え方というのは修正をしていただいて、いい町づくりしていただきたい。その柱というものは、議会にやっぱりこういう方針をやるというのが施政方針であるというふうに思います。三権分立で議会と行政、背中合わせなんですよ。しかしながら、議会と行政は両輪のごとくという言葉もありますから、何もかも反対ということじゃない。それが議論なんです。これが本会議だと。議会のあり方というものはそういうものだと思っっています。

骨格予算だって辞書を引けば、じきわかるですよ、どう書いてあるか。非常に小言を言うごたるで、町長ね、好かん顔されるんだけど、やはり今後4年間の任期中には、いろいろなことが変わっていくであろうと予測をされます。安倍政権という言葉が町長使われますが、安倍政権だって、いつなくなるかわかりません。続くであろうという予測はしても、そういう政治は甘くないであろうというふうに思います。我が町はどういう方向性を持って、4年間どういうことをやっていきたいということをきちっとした形で示しをされておれば、こういう好かんことも言う必要もなかった。まず勢いもなか、元気もなか、本当に。そうですよ。今までの議会で、こがん波風の立たんような議会はなかったと思っっています。

町長、就任初めてのときからそうなんですよ。6月議会大事なんですよ、町長初めてですから。そうでしょう。僕はそういうふうに考えますが、好かんことはこの程度にしておきますが、いろいろな問題等々も含んでおるので、おいおいでも結構なんです、きちっとした形を、何もしたい、かにもしたいですね。請願の問題を出されるんだけど、請願をきちっとやることもいいことでしょう。しかし、これ恐らく質問した人は、議会だより載せます。よかですか、どんどん各集落から請願上がりますよ。だから請願にもこういうことをやりたい、各集落の中でですね。もし用買が入るなら、やはりいいですよ、売りましょう、協力しましょうと印鑑持ってこなきゃ、行政に請願出したってできないでしょう。行政そこまでやるの、そういう時代じゃないでしょう。はっきりと国会議員の先生が、保利耕輔先生が町長に言われたんじゃないですか、東京で。切通の交差点の問題について。きちつと言われたんですよ。きちつとした、はい売りますよと証明持ってきなさいと、予算つけましょうとはっきり言われたんじゃないですか。それは覚えとかんば、陳情行ったときのことは。

上峰だってそういうふうに町長、就任する前からやってきています。そうでないと、請願どんどん出しますよ。議員が出すわけにはいかないから、指導はいいんですから。よくよくこういったことも本議会ですから、議事録に残りますから、言っとらんよと言っても通りませんので、町長としてやっていくからには、やっぱりそこまできちつと制限をする必要があるのであろうと思います。この五差路の請願だって、もう行政金使っているじゃないですか。3案つくった後に設計委託して。それもどれをどうするのという方向性だって出せないじゃないですか。どこに出せない理由があるの。用買関係等々非常に難しい問題があるので、先に進めないじゃないですか。そういったことも、どんどん今度出てくる可能性は大ですよ。議員の皆さんは全部各集落に帰って、請願出せよと、指導はいいんですから。自分が書類つくって印鑑もろうてそうついて出すわけにはいかないんですよ、町長。そういうことがどんどん今度出てきますよ。だから、そこらでどこか線を引く必要がある。だから、うかつにこの請願の出たとを重視していくという言葉はいかがなものかと僕は思います。

いや、町長がやるというならいいですよ、やれないでしょうもん、それだけ上がったら。財政が厳しいてすぐ町長言うじゃないですか。町長厳しいでしょう。もっとやっぱり本当に財政改革をやるとするならば、町長、議会にも報酬下げてくださいかと言うてみらんですか。1期目あんた半分にしたよ。何もなかやんね。町ではそういううわさ出ていますから、あえて僕は町長は報酬は取りなさいと言ったほうですから、そして町長の仕事をしなさいと。下げろということは僕は言いませんけども、もらうものはもらって、町長の仕事をきちつとやるには、施政方針あたりはきちつとやるというのが筋道だと思います。僕は1項めの2期目を迎えられた町長の町づくりの方向性というのは、今後また質問をしていきます。この問題については、きょうはもう申しません。議長、機構改革について進めていただきたいというふうに思います。

○議長（大川隆城君）

それでは、次に、2項目めの機構改革について、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

8番吉富隆議員の機構改革についてということで答弁をいただいておりますので、お答え申し上げます。

機構改革は、いつのときも状況が変わりますので、それに応じた住民サービスの維持拡充のために必要だというふうに思っております。また、今、職員数が新規の採用者よりも退職者が多かったということもあり、68名ということで、全国でも2番目に、これはちょっと少し前の資料によりますと、類似団体比率ですが、職員数が2番目に少ない状況で、大変職員は厳しい環境に置かれているという中、計画としてですが、この職員定数がしっかり定まった後、つまり勧奨退職制度を希望して退職をされる予定の職員が決まった後に、その職員数が把握できますので、それを受けて、今後の人事、また組合との協議も必要かもしれません。その辺を総合的に考えながら、時間をかけてやっていく必要があるというふうに理解をしております。当面はその勧奨退職、6月末日をめどに考えているところです。

以上です。

○8番（吉富 隆君）

町長、もう少しきちっとした形でお願いしたいなと思っておりますが、この機構改革については、町づくりには必要であると思っております。

1点例を挙げてみましょうか。各課の統合を機構改革でされました。その当時はよかったなと思っておりましたけれども、今の時代の流れ等々を考えますと、産業商工課というのは必要であると思います。これはぜひやっていただきたい。振興課は、事業畑が違うんですね。係はあっても、やっぱりこれは必要である。機構改革の一環としてやっていただきたいというふうに考えます。ここまで言えば町長おわかりだと思います。食を大事にする上峰でございますので、そこら辺については、課長を置いて、きちっとした形で、この2点目でも関連しますけれども、この機構改革はやっていただきたいというふうに思います。ぜひ来年の4月1日付でやっていただきたいと思いますが、町長いかがでございますか。

○町長（武廣勇平君）

機構改革についてであります。これはめどは6月末日を境に議論を始めるということをお願いしました。機構改革は行革検討委員会でしたかね、名称はちょっと記憶定かじゃございませんが、職員、副課長を中心とした既に会をつくっていただいて、そこで議論をしてまいりましたので、産業課の御意見、独立の御意見は議員からもさまざまいただいておりますけれども、当時の経緯を振り返ってみますと、課が多過ぎて、管理職がこれは課をふやして住民サービスを向上させるという、それまでの住民サービス向上のための取り組みだったというふうに理解しておりましたが、職員数がやはり財政状況のため少なく減少してきたこ

とに伴い、どうしても管理職が多くなり、係に実際実働でしっかり働いていただける人たちの人数が少なくなったということを受けて統合をしたところでございます。これは御承知のとおりでございます。今はさらに職員数が少ない状況で、産業課を独立させることができるには、やはり先ほど申しました人員の確保が必要ということで、この6月末日で定数がはっきりし次第、検討会議で意見を賜り、新しい機構、どういう形が今の行政において、上峰町において望ましいのかを議論していくことになると思います。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

この機構改革については、6月いっぱい、その後、検討委員会をやるというふうなことでございますが、よくよく考えてみますと、人事のことは僕は言いたくはない、言う権限は議会にもあります。いい人材を外に出すと、そういうことはいかななものかと思えますし、よくよく人事を見てみますと、一遍外に出た人は外にしか行っていない。たまたま滞納問題等々、勉強に出された三好君だけが税務課に帰ってきていますが、そういう傾向がある。もともと機構改革には力を入れていくとするならば、僕は6月いっぱい待たなくても、今でもできると思います。いや、4月やりましようと言えるんですよ。それは町長の権限だと思います。

方向性をきちっと、こういった形で町づくりに取り組むという姿勢をやはりきちっと説明すればできるんじゃないですか。今、いろいろな議員さんに町長は答弁をされましたけれども、農業問題にもいろいろ言われました。農業問題ばかりじゃない、商業、工業も上峰にはあります。その分野が産業商工課なんです。ウエートは高いですね。そういうことをこれは町長にお願いをしているわけですから、6月いっぱい終わって、7月から検討委員会をするということじゃなくて、町長がこういった政策を4年間やるよということを打ち出せば、きちっとできるはず。課長、副課長も管理職ですから、わからん人間は一人もおらんと思うんですよ。

ただ、1点だけ僕がお願いをしているんですが、産業商工課の成立をお願いしているんですが、ほかにも機構改革でいっぱいあるはずなんです。ぜひとも取り組んでいただきたい。そして、健全な財政づくりが目標だろうと、当分の間思います。しかしながら、財政が厳しいから何もやらないじゃ、町長いかない、できない。同僚議員からも言われておりましたように、やはり予算確保が大事である、予算確保をしなきゃ何もできない。そういうことを念頭に、やっぱり施政方針をきちっと出していただくことが大事であろうと、それが町長の仕事であろうというふうに思います。

確かに財政担当課長というのは厳しい。やっぱり中身を把握している、厳しい。しかし、厳しいのがおって当たり前なんです。俺はもうよかばい、町長が言うならと。しかし、方向性をきちっとすれば、財政担当課長だってわからんようなことは言わないであろうと思

ます。そういったことを含めて、町長を軸に行政の皆さんが一致団結をするような職場づくりが大事であろうと思います。その中で機構改革をきちっとやっていただく。産業商工課だけは来年の4月1日に強く要望をして、この項を終わらせていただきます。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。今後の農業対策について。まず、町長の考えを問うという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

8番吉富議員の今後の農業対策ということでございます。

これは、もうあれこれ個別のことを申し上げるつもりはございませんけれども、とにかく農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっているということは共通の認識で、状況もかなり動いていく可能性が大きくなるということを受けて、上峰町農業振興対策協議会ということで、これまで振興会議という形で、排水対策等、またクリーク防災事業ですね、一、二度、議員ともお話をさせていただいたと思いますが、今度は規則を設けまして、農業振興対策協議会をつくるということで考えております。

農業経営基盤の強化にかかわる基本構想の推進、また地域農政推進、水田農業構造改革対策及び主要農産物の振興と流通調整に関すること、地域貢献、担い手確保、育成支援に関すること、これらの目的達成に必要な事項に関することということで定めて、掲げさせていただき、協議をする予定でございます。これを通じて、この農業を取り巻くさまざまな問題について、一定の方向性を持っていければと考えているところでございます。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

今後の農業対策について、町長のお考えをお聞きしたところでございますが、農業振興対策という組織を立ち上げたということで理解してよろしいでしょうか。その中で、規則をつくられたと。これは議会の議決は要りませんので、規則等々でそういった組織をつくられた。特にどういうメンバーで、その組織をされるのか、できればお示しをいただきたい。

**○町長（武廣勇平君）**

この上峰町農業振興対策協議会の構成、第3条でございますが、協議会は委員10人以内をもって構成すると。委員は学識経験者のうちから町長が任命すると。ただし、必要に応じ、構成委員以外の関係者の参加を求めることができると規則で定めております。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

大変喜ばしいことではなからうかというふうに思います。ぜひ早急に人名等々をお選びになられて、そして早くこの会議を開催されるようお願いをしたいなというふうに思います。

大変僕にとってはうれしいことだと思っておりますし、なお、同僚議員も御質問をしてお

りましたら、要するに法人化の問題、元気もりもりさんのことも含めてでございますが、そういった農業体系を上峰は変えていこうという考え方を町長がお持ちというふうに理解をいたします。よろしゅうございますか、それで。町長自身が、上峰町の農業をこういうふうに変えていこう、こういうふうにつなげていこうという考えを持っておられるということで理解してよろしゅうございますか。

**○町長（武廣勇平君）**

この農業を変えると、引っ張っていくという大それた考え方は持ちませんで、いろんな水田協議会も私、会長をさせていただいていますし、また機械利用組合やら集落営農組織等々にお邪魔した際に、皆さん、今後の農地のあり方、本当にどうなるかということを実に苦悩されておられる、会話の中でもそれが聞き取れた状況の中、国のほうが県農業公社を通じて、市町が関与しながら、それをしっかり流動化を、集約化を図っていく、流動化した農地を集約していくということで、市町に求めている状況でございますので、これからはそういう方向になっていくことは当然のことだというふうに受けとめているということで理解していただければと思います。

**○8番（吉富 隆君）**

何か町長さん、すっきりしないですね。町長、いいことやろうと、規則までつくる、組織まで立ち上げてですよ。そんなに逃げなくていいんじゃないでしょうか。やってくださいよ。要するに、フォアス事業を土地改良でやっておりますが、行政との関連は切ることができない状況下にあるのは間違いのないことで、お互い助け合ってやっていかざるを得ない。圃場の整備は整った。じゃあ今後どうしていくのかという、そういう意味を含めて、町長、リーダーシップをとっていただきたいと。そのためにこういった組織をつくられたのではなからうかと思えますし、行く行くはそういった上峰のブランドというものをくり上げて、やはり日本のみならず、外国に輸出するというのが安倍政権なんです。そういったことを含めて、町長、考えてこういった組織づくりされたんじゃないかと僕は思いますが、町長、いま一度お考えをお聞きしたい。

**○町長（武廣勇平君）**

岡議員の御質疑の中で、政府の取り組みというものを御紹介した上で、私があれこれ申し上げましたので、そのように受けとめられるかしれませんが、正直申し上げますと、規模拡大とか輸出増加とか、それによって何でも解決するみたいな幻想的な議論に進んでしまうことに懸念は持っています。ところが、先ほど申しましたように、農地を取り巻く環境は非常に厳しいということを感じておりましたし、皆さん途方に暮れている状況だというふうに思っていましたし、自分自身もどのようにしたらいいのか、わからないところもございました。ここで一つの政府が方向性を出され、しかも3年間の重点投資期間ということであれば、それに挑戦していく必要は必ずあるだろうなというふうに思ったがゆえ、また土地

改良が先んじて予算獲得に努められ、町負担なく事業実施ができた成功例もございますので、これを受けて、私もそのような対応をとっていきたいというふうに感じているところでございます。

#### ○8番（吉富 隆君）

私が町長にお願いをしているのは、そういった意味も一部ありますが、町のブランド化というのが必要不可欠であろう。それも一気にですね、今から準備にかかる、一気にできる問題じゃない、農地の問題等々は問題がございます。しかしながら、今の上峰町の農業をやっておられる方の年齢、町長一番把握されておるんじゃないですか。5年めどなんですよ。何とかつなぎができるであろう、大型農業になっていくであろう。上峰町で400町歩足らずなんですね、本当に。そうしたとき、大型農業は町長が言われるような10町、20町歩の話がされましたよね。そうしますと、何人かの方が農業のトップに立つ人間になりつつある。そういったことを町が推進していくことによって、季節的に雇用が生まれる。そういった方向づけをされんがために、こういった組織をされたのかというふうに僕は思っていました。だとするならば素晴らしいことだなと。しかし、年月日がかかります。しかし、今から対応をしていく必要がある。だから産業部商工課は必要ですよと、こう申し上げております。

そういったことで町長に非常に御苦勞を、農業問題だけのみならずやっていただきたいのですが、今、通告を農業対策ということでございますので、商工業には触れられませんので、農業問題だけを質問しておりますが、非常に今後の農業体系が全国レベルで変化をしていくであろうと思います。それに伴う町の農業をどう町長がリーダーシップをとってくれるかというのが町長の仕事なんですからですね。それが町長の仕事ですよ、議会の仕事じゃないよ。議会の仕事は、町民の皆さんがいろいろな意見を持っていることを、行政に伝えるパイプ役なんです。だから一般質問があるんですよ、町長。それと一番厳しいチェック機関であるということなんです。だから、堂々と町長、先ほどから申されるように、議会とのすり合わせが必要だ、当然必要なんです。しかし、そこで町長がこういうことをやりたいと打ち出さないと協議の場は生まれません。議会がこういうことをやりたいと言ったら、町長だっていい気持ちはしないでしょう。そういうことを含めたところでこういったことを考えていく。行く行くは外国に上峰町ブランドというふうなことで輸出でもできるような農作物、安全で安心な農作物を供給するというのが目的でなからんといかんでしょう。そういう対策を町長はしていただくものと思っておりました。

今、この農業振興対策という組織を立ち上げて、規則まで立ち上げられたので、これは当然そこまでの考えを持った上でのこういう組織づくりであろうと思いますが、僕の考えが行き過ぎかどうかわかりませんが、いま一度、町長の御見解をお願いしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

この農業振興対策協議会は、今言われました主要農産物の振興と流通調整に関することを

掲げておりますし、農業経営基盤の強化にかかわることについても議論をしていくということで、当然その点も含まれてくると思っております。

**○8番（吉富 隆君）**

最後に町長がきちっと方向性を出していただきましたので、私も及ばずながら御協力をさせていただきたい。私でできることがあれば、ぜひともお声かけをいただければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをしたい。と同時に、早急に7月に入れば、こういったメンバー的なものも出てくるだろうし、第1回目の会議を持たればなというふうに思っております。よろしくお願いをして、町長の考えについてはこの項は終わらせていただきたいというふうに思います。

**○議長（大川隆城君）**

お諮りをいたします。8番議員の一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（大川隆城君）**

御異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午前11時58分 休憩

午後0時59分 再開

**○議長（大川隆城君）**

再開いたします。

休憩前に引き続き8番議員の一般質問を再開いたします。

第2番目の項目の②災害について、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、吉富議員の今後の農業対策についての中の災害についてということで、昨年の耕地整理ため池の関係で御答弁申し上げます。

昨年度の耕地整備のため池の農林災害につきましては、平成24年7月13日から14日にかけての集中豪雨による余水吐きとその下流護岸の被災をしたものでございます。この災害につきましては、7月31日付で三養基西部土地改良区より災害復旧事業の申請書が提出され、それを受けまして、国への申請に至ったわけです。10月24日、農政局打ち合わせ、同25日に財務局打ち合わせ、11月5日に現地査定実施を受け、5,657千円の認定額の決定を受けたわけでございます。工事につきましては、5,355千円にて契約を行い、平成25年3月29日で工事完了と至っております。

今回、農林災害復旧事業の施設災害の補助率につきましては、平成24年6月8日から平成24年7月23日までの豪雨及び暴風雨による災害が、平成24年7月31日の閣議決定により激甚災害に指定されたものでございます。これに伴い、補助率増嵩申請により、施設災害定率の

65%から87.9%の補助率の増嵩につながったわけでございます。

受益者分担金につきましては、町の農林施設災害復旧工事分担金徴収条例第1条により、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に要する経費については、地方自治法第224条の規定に基づき、分担金を徴収するということになっております。よって、今回の工事分担金につきましては、この条例により工事費5,355千円の補助残の3分の2の431,970円を、災害復旧事業申請書を提示されました三養基西部土地改良区へお願いするものでございます。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

ただいま振興課長より、ため池の激甚災害について御説明をいただきましたけれども、土地改良が行政にお願いをしたことによって、土地改良に請求が来ているんですね、町長名で。それはいかがなものかと。法的にはそうはなっていないのではないかなと僕は思っています。その辺について、いま一度執行部のお考えをお尋ねいたします。

#### ○振興課長（江崎文男君）

私のほうから、先ほどの請求の関係なんですけれども、先ほど申し上げました上峰町の徴収条例の中に、徴収者の範囲ということで、分担金は各年度の工事に受益する者から徴収すると、あくまでも受益者負担ということになっております。ただ、三養基西部土地改良区内におきましての災害につきましては、今までの経緯から申し上げまして、まずもって請求については土地改良区のほうに町から行って、土地改良区のほうが各受益者、もしくは組合員さんのほうに、この災害の賦課金ということで徴収をされていたということでもありますので、今までどおりの方法として、みやき西部土地改良区のほうに請求したわけでございます。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

この問題につきましては、今までの恒例であったからこうだということには相ならんであろうと僕は思います。土地改良から行政にお願いをしたから土地改良に請求が来る自体はおかしいのではないかと。これは受益者負担というのは、激甚指定を受けて、国の補助が何%ということで決まってくると思います。その中で、国の補助に足りない部分、残った分について、町が3分の1と、受益者負担3分の2という形になっているのではないかと。ここで問題が、土地改良から行政にお願いしたから土地改良に来るというようなとらえ方になっているわけですが、事実上、土地改良で、そういった入札とか、いろいろな問題等々にはかかわりはしていないし、行政でやっていただいたと僕は思っています。

これをなぜ僕が質問するかと申し上げますと、今後、こういった災害等々が起きたときに、やはり地域の方、受益者の方々に周知徹底を今後するべきものであろう。何でも行政だと、何でも土地改良だというようなことではできないであろうと僕は思っています。やはりそこら辺

をどのような形で今後されるのかね。行政のあり方というのをお尋ねするわけですから、今後も今は台風3号等々が来ております。台風は逃げても、梅雨前線による活動、あしたでもあさってでも大雨が降る可能性だってあるし、災害が発生する可能性だってないとは言い切れない。今から大事なことであろうと思う。去年は7月でございました。我が町においても、山もあり平野もある。どこで災害が起きるかわからないけれども、町民の皆さんが何でも行政だ、土地改良だと言ったときに、小さな金ならばできると思うんですよ。やっぱり今度は何千万円、億単位になる可能性だってあり得る。そのためにも、やっぱりきちっと方向性というのは行政から示しをいただきたい。土地改良でもそういった方向性については、今議論中でございまして、きちっとした形をとりたい。やっぱり町民の皆さんは金出すとは好かん、もらうとは好きなんです。それじゃ、やっぱり成り立たないですもんね。そこら辺については、やっぱりきちっとした形をとるべきである。いい機会ではなかろうかと思いますが、行政のお考えをお尋ねしたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

吉富議員の農林災害復旧工事、この耕地整理ため池の経緯を担当が申しましたし、私自身もこの災害事業というのは法令でしっかり定められていると、こういうことで、これまでの慣行です。三養基西部土地改良様へ求めて請求をしているということでございます。

このきちっとした方向性ということでございますが、ため池そのものの管理をどうするか、またどこが今後維持管理だけでなく、責任を持って、災害の際はどうかということについて、不明確な部分は随分あったと思いますけれども、私自身はため池の管理主体というのを今後はっきりさせるとともに、これまでの対応として、三養基西部土地改良区さんに請求を求めていかざるを得ないというふうに判断を、方向性を持っております。できれば、その方向で考えていただきたいと思っております。

#### ○8番（吉富 隆君）

町長のお考えは土地改良だということでございますが、ため池につきましては、土地改良の管轄ではないですよ。できないでしょう、町長。僕はそう思うんですよ。土地改良が管理をしているものについては土地改良だと僕は思うんですよ。ため池については、大字堤地区、7つぐらいあるんですね。全部地区が所有なんです。また、水利権もあります。そういったことを考えると、土地改良の持ち物であるというふうに名義が変われば、当然土地改良がやるべきだと思います。僕は、それは町長、間違っているんじゃないかならうかと思えますよ。今後の方向性として、やはり誰の所有であろうと、人的災害がなかったから、この程度で済む問題としながらも、国の補助、激甚に指定する中でも、いろいろな枠があるようございまして、今回の問題が小さな問題であったからこそ、この程度で済む問題ですが、今後の問題として、土地改良として、土地改良の持ち物であれば、当然やらざるを得ない。しかし、この問題は大きな問題に今後はなっていくであろうと僕は思います。

当然3分の2、土地改良じゃないですよ、法的には。受益者負担でしょう、個人でしょう。だから、仕事として土地改良でそういった仕事してくださいよと行政がお願いされればやりますが、そこら辺のすり合わせも今後必要じゃなかろうかと思うと同時に、地域の方々の認識不足がこういうことになったんだらうと思っています。

礎地区にこういった問題が起きました。当然、あそこは三養基西部土地改良区の管轄ではございません。個人が負担をしてあります、しかも1軒で。行政、金取っておるんでしょ、そこは。そういったことを考えると、この問題とたまたま三養基西部土地改良の地区外であったというだけであって、そういう問題が起きているのは事実ですから、行政がこういうルートで何とかお願いしますよということであれば、それは協力せざるを得ないけれども、本議会で今後やっていくという方針を町長が出されるとするならばできないよと、僕はそうしか言えない。そこに土地改良と行政の難しさが町長あるんですよ。町長のところに地域の方が陳情にも何回もお見えになつとるとですよ。しかし、できないでしょう、補助は、町全体で。企画課長できないでしょう。だから、こういう問題については、今後議論をしていながら、方向性をきちときょうじゃなくてもいいんだけど、やっぱり出していただきたい。そして、土地改良は土地改良で地域の方に周知徹底をしていく。そして、土地改良としても今後は文書化をしたい、そうしておく必要があるだろうというふうに考えますので、御理解をいただきたい。今後の対策として、そういう方向性を持っていただければというふうに思いますが、町長のお考えをいま一度お願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

今申し上げてまいりました対応を行うには、説明が十分なされなきゃいけないと思いますので、土地改良区と協議をしていきたいと思います。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

では、次に進みます。

小・中学校の土曜開校及びPM2.5について、まず教育長の考えを問うという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

皆さんこんにちは。ただいま8番吉富議員さんから小・中学校の土曜開校及びPM2.5について、教育長の考えを問うという御質問に対して、お答えさせていただきます。

確かにこの議会におきまして、さきの議会におきましても、吉富議員さんからは大気汚染についてどう考えておるかとか、それから土曜授業についてという話も出てきて、私の答えを出したところでございますけれども、実施する気は見られなかったということにつきましては、私は課題が幾つかあって、それを解決していかなければいけないというようなことで、する気がなかったと伝わってくるのであれば、私の本意ではないということを御理解してい

ただきたいと思います。といいますのも、既に土曜日開校につきましては、25年の実験時点で動き出しておりますので、実際に土曜開校はしておるところでございます。

それから、PM2.5につきましては、確かにこの対策につきましては、私は連絡体制を整備することが重要であるというようなお答えをさせていただきました。なかなか私自身、この解決策についても、個人的にどうしていいものかということには悩みを持っております。

つい先日、3月23日に、三養基・鳥栖地区学校保健会がございましたので、お医者さんと保健の先生たちと一緒に会議を持ったわけですが、そのときに私もこのPM2.5の対策について、どうやっていったらいいものかというような話をしたけれども、その中でも、なかなか具体的にこうという話も出てまいりませんでして、県のくらし環境の係としては、大気・水質担当の係の方に御相談申し上げましても、具体的には県から情報として、注意喚起が起こるときには連絡をするので、それに従ってというような形で、具体的な話も、さてどうしようかということになっています。学校教育をどうするかということですから、もうとにかく屋外の授業は控えるようにということで、それは先般にでも学校に電話連絡して、体育館で実施しているというようなことをしてまいりました。

先ほど8番吉富議員さんから、ある住民の方が窓を閉めておられるというふうなことで対処しておられますけれども、県のほうとしても個別の対応として、そうやっていただくということをお願いしているということでもございましたので、その方の対応としては、適切にされているんだなというふうに考えております。

とにかく今現時点でPM2.5についての具体的にどうやるかということについては、これからまたいろいろと検討をさせていただく。そして児童・生徒に影響が少しでも少なくなるようにと思いますが、具体的に私のほうで、今こうしたがいいということの名案は持ち合わせていないというところをお答えさせていただきます。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

大変難しい問題とは僕も承知をしておりますが、だからこそ、前回、打診的に質問をさせていただきました。小・中学校の土曜開校につきましても、佐賀県でいち早く上峰町に取り入れたらどうですかというのが趣旨な質問であって、教育長さん、何と答えられたか知っておるんですか。まずやろうとする気力がないんじゃないのと僕はこうも申しております。

PM2.5についても、今も対策が見当たらないというふうなことでもございますが、町民の方が窓を閉めておりますねということはどういうことかということ、やはり子供たちに教育長として、やろうとすれば何かの対策あるはず。例えば、登下校中にマスクをすとか、教育にPM2.5とはこういうものだよと。健康管理に遵守するやり方というのはあるじゃないですか。それをやろうとしない。県がどうのこうのと僕は質問をしていないんだから、何事も事件が起きてからどうだということじゃなくて、上峰町の教育委員会として、どうする

のかということの前段でやっていますので、その対策が見当たらないから再度質問しているんですよ、教育長ね。やろうと思えば登下校、マスクいっちょでもできるんじゃないですか。と同時に、このPM2.5がどういうものかという教育というのができるんじゃないですか。県がどうなの、隣接する市町村がどうなのという前にいち早くやったらどうですかという話を僕は前回もしたつもりです。

今回は今の答弁では許されんですよ。何を考えているんですか。そうでしょう、やる気があればできる。やらない。それで本議会に通ると思っっているんですか。それは通らないですよ。ただ単に議員の皆さんが一般質問しているわけじゃない。1年間に4回しかこのチャンスがないんですよ。誰でもだてに議員をやっているわけじゃないんですよ。好きこのんで好かんことを言うわけでもない。そうでしょう。やっぱりそれはきちっとした形で議会から、ああ吉富が言うたけん、このくらいでよかろうというふうにしかな聞こえない。子供たちは大事かといつも言いよっじゃなかね。上峰町の宝て言いよっじゃないですか。教育長さんだつて孫がおんさろう、子供もおんさろう、かわいかですもんね。その人たちの将来を見据えて教育委員会として、この対策はどうされていますかということ質問しているんですよ。それが1回目の質問に対しても何ら進歩がない。2回目の質問をしたときも、今は私には考えが浮かばないと。いや、それじゃ通らないでしょう。ほかの議員さんわからんよ。僕はできない、それは答弁にならない。いま一度お考えをお願いいたします。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの8番吉富議員の質問にお答えいたします。

確かにいろいろな方策として、今言われましたマスクなどがあります。N95というマスクがありますけれども、そういうマスクなどにつきましても、これは以前からそういうふうに小学校、中学校には話をしていますけど、さて着用にあたっては、各家庭の保護者の方にもお願いをしていかなければいけないということではしております。そういうふうな対策についてはしておりますけれども、私の考えで今お答えしたのは、授業を実際に行うというような形、学校教育の中でどうするかということを考えておりましたので、そういう答弁になりました。

それから、土曜開校につきましては、課題については幾つかありまして、いまもって解決していない。土曜日に授業をいたしますと、うちの学校には特別支援学級に通っておられる子供さんがおられるわけです。その方も土曜日においでになるわけです。そのところには町から手厚い手だてをしていただきまして、介助員をいただいているわけですがけれども、この介助員に対しましては、振替休日がとれないわけでございます。それは休みをとればいいです。土曜日出勤して、ウィークデーに休むのであれば、何のための土曜開校であるかということになってくる。そういう特別支援学級に通う子供さんにとっては、その指導していただく先生がウィークデーに休まれるわけですから、そういうものをクリアしなければいけな

い、あるいは町からいただいている図書館の先生もおられます。そういうもろもろの課題がありますので、そういうものを解決できるようにしていきたい。そういうことで、現在は土曜日開校として夏休みのほうに勤務、授業日を持ってこらしていただいているということになっておりますので、そのところを御理解いただきたいと思います。

以上です。

#### ○8番（吉富 隆君）

教育長さんね、教育のあり方については、今、転換時期に来ているんですよ。国会でもしかり、県でもしかり。佐賀県でも土曜開校やっているところあるんじゃないの。

それと、ウイークデー休みとか、学校の先生たちの問題は別問題かもしれませんが、民間企業においては、いつもそういうことあるんですよ。土曜、日曜日休みということはあり得ないですよ。3交代やっていますからですね。やはり教育のあり方の転換時期に来ている、土曜開校は恐らく国会でもそれは進んでいくであろうと考えます。

そういったいろいろな問題は承知していますよ。しかしながら、時代の流れとともに、上峰の教育委員会として、子供たちの教育にどのような姿勢で取り組むのか。土曜開校も含めて健康管理も含めたところで。時代は後ろには下がりません、前に進みます。公害問題もどんどんどんどん出てきます。そういったことにいち早く対応を上峰の教育委員会としてやっていただきたいというのが趣旨でございますので、勤務状態がどうのこうのというのは私は理解しています。今後においては、やはりいろいろな問題等クリアもせんばとわかりますよ。しかし、それをいち早く上峰でやっていく。上峰町の教育委員会見れよと、やっぱり隣接市町から言われるようなことをやっていただきたいですね。

それは北九州なんか、PM2.5厳しいですよ。たまたまうちの小・中学校については、空調設備が整っていますし、窓閉めての授業はできるんですよ。一つの方法としてマスクもあるんじゃないですかと。それをやろうとしない、考え方が違うとったというならば、僕に聞いてくださいよ、内容的にどうですかと。本議会でそれ通用しませんよ、僕はこう思うとったでは。それが議会ですから、それは今後、何回も経験されると思うんですが、やはりそういったことは周知をしていただきたい。今後の対策として、こういう方向性を持つということをお考えをお尋ねして、私の質問を終わらせていただきます。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

土曜日開校につきましては、だから、教師であれば休むことは、夏休み前4週、後16週という移動が、勤務の割り振りが可能ですからできるんですけども、そういうふうな形でいきますので、別の方法をまた考えなきゃいけないなということで、それも検討していかなくちゃいけないと思っております。

それから、PM2.5につきましては、これから、これは議員さんも御案内だと思いますけれども、佐賀県も平成23年の12月から統計をとっております、この数値が最近急激にふえた

んでなくて、ほとんど例年変わらなくなっているというのが状況でございますので、今後、こういう条件は続いていくんじゃないかと思っておりますので、適切に今いろんなマスクとか対応策などについても話を出していただきましたので、それはこれからまたさらに徹底をさせていきたいというふうに思います。

以上です。

**○8番（吉富 隆君）**

教育長さんね、土曜開校について、いろいろな問題あるけれども、町として開校に向けてどういうことをやっていくということが重要であると。PM2.5につきましても、こういう対策をまずやっていくというふうなことを御答弁いただければ、何回も言う必要もない。何ら逃げ言にしか聞こえないんですよ。そういう答弁じゃ僕には通用しないということだけは頭の隅に入れておいていただきたいし、議会だよりもそのように載せますから、そういうことも視野に入れた上で御答弁を今後いただければというふうに思っておりますので、今後よろしくお願いをしたいということで、私の質問を終わらせていただきます。

大変お疲れさんでございました。

**○議長（大川隆城君）**

以上で8番議員の一般質問が終わりました。

次に進みます。

**○6番（松田俊和君）**

改めまして、こんにちは。6番松田俊和でございます。ひとつよろしくお願いたします。私としては質問事項を3項目決めていまして、3項目を質問させていただきます。

まず1番目、ガードレールの新規設置をということで、強いて言えばといいますか、固有名詞を上げていますが、勘太郎川上流の左右の岸の部分にガードレールの設置をということでの題名を上げさせてもらっております。

2番目に関しましては、きのうの1番目に同僚議員から同じ内容の質問がありますもので、またダブるかもわかりませんが、執行部の方はひとつ丁寧なる回答をよろしくお願いたします。

3番目といたしましては、町の公民館、通称町民センターと言われるところの利用の状況と今後のあり方についてというこの3項目に関しまして、執行部の答弁をよろしくお願いたします。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

それでは、まず最初に、ガードレールの新規設置をという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

**○振興課長（江崎文男君）**

私のほうからは、松田議員の勘太郎川上流左右岸に早期のガードレール設置についてということで答弁申し上げます。

この件につきましては、前回の2月議会により議員より質問の答弁の中で、今年度の予算の中で要望していくということで、私は答弁をいたしております。

このガードレール設置につきましては、ことし、勘太郎川右岸、川の西側でございますけれども、学習等供用施設の北側の町道より上流へ約200メートルの計画をしているところでございます。

このガードレールの設置につきましては、他の地区からの要望も上がっておりまして、限られた予算の中ではありますけれども、なるべく集落に近いところから今後も行っていきたいと思っております。

なお、今回のこの200メートルのガードレールの設置につきましては、今現在、発注の準備をしているところでございます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、振興課長さんから、平成25年度において勘太郎川の西側の道路、集落部分に関する道路の面に関してガードレールを設定する予定にしておりますと言われました。この予定にしておるという内容に関しまして、私が、このガードレールに関しまして、勘太郎川の両端の護岸に対するガードレールに関しましては、私も、議会も大概続きまして、去年の12月度、去年の6月度、それから、一番早いのは19年の6月からずっともう四、五回ぐらいこのガードレールに関しましては、お願いします、お願いしますで、検討しますの要望をしますところでもって、配慮をしますとかっていうことでの話を言われまして、今の現在、5年も過ぎているような現状でございます。

その中で、今、集落部分に近い部分からということでの優先順位は上のほうだと私は思いますが、24年度の12月度において振興課長さんから言われた答弁の中に、要するに、ガードレールの設置したところの路線は、5路線、要するに上峰町内で要望が上がっていると。この5路線のうちの1つが、この勘太郎川の上流の部分も入っているかとは思っていますが、5路線、あと4つ、勘太郎川を除いて4つですね。この辺の4つに関してはどこが4つあるか、まず教えてもらいたいと思います。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先ほどの私の答弁の中で、先ほど松田議員がおっしゃられた予定じゃなくて今年度につきましては発注の準備を行っておりますので、今年度に先ほどの200メートルのガードレールの設置はいたします。

また、5路線につきましては、1つは勘太郎川上流、南北の上流ですね。それと、同じく勘太郎川のところの学習等供用施設のほうから東に行った分の、今、デリネーターですか、

が立っている分が2路線目になります。それと、あと下米多地区で、浮立の里米多団地のところの米多西線のちょっと南側あたりに100メートルほど要望が上がっております。それが3路線目です。4路線目といたしましては、江迎地区の大坪鉄工所の対岸側、東側のほうになるんですけれども、対岸側の120メートルでございます。それと、5路線目につきましては、中学校の横の部分も上がっておりますけれども、中学校の体育館の横につきましては、一応ガードレール設置は終わっていますので、今現在あるのが、勘太郎川上流のところと東の部分、それと、下米多と大坪鉄工所のところの路線的には4路線になるかと思えます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、4路線を教えていただきましたが、その中で、1つちょっと私がお願いしているところがちょっと抜けていますが、というのは、勘太郎川に関して、西側はことしじゅうにすると、25年度中にするということでは言われましたが、勘太郎川の東側の道路、あそこも同じような幅の道で、同じような内容で、あそこに関しましては県営のクリークの防災対策事業ということで25年の3月までに完了するということでの話があっていました。その作業に関しましては、もうきれいに完了しております。ということは、西側だけをされるんじゃないかって、よければ、今度は東側のほうはガードレールじゃなくなってデリネーターですか、でも結構なので、それでも、要するに、あそこは雨なんか降った場合は、もう水面と地面が、境が全然わからなくなって危険度が非常に高いわけですよ。そういう面で、交通安全の面、総務課の課長さんにも伺いたかったんですけれども、そこはちょっと中止しますが、東側も同時にガードレールをしてもらうのが一番いいんですけれども、できれば井樋から東側に行くデリネーターが今張っている部分のところがガードレールになれば、そのデリネーターを川の東側、井樋の東側じゃなくなって川の東側のほうにするような努力はされませんか。

#### ○振興課長（江崎文男君）

先ほど、今年度について200メートルのガードレールの設置ということで、振興課の今の予算的にいきますと大体年間200メートル以内ぐらいのガードレールの設置ぐらいが、予算的に持ちませんので、26年度以降についても大体200メートルを予定しております。

次に私たちが考えているのが、先ほど言いました集落内からということで、米多団地の先ほど言いました米多西線の南側が大体100メートルほどあります。集落内に近いところということで、その部分と、先ほど言いました、ことしします200メートルの次は上流分のほうに、要するに神埼北茂安線のほうに西側のほうの水路が多分なっていくかと思えます。

よって、先ほど言われました対岸については、なかなか集落から川1つ離れたところということですので、まずもって右岸側については一応ガードレールを先ほど言いましたとおりに計画的に上げていきますけれども、先ほどの左岸側については、その後という形になってきますので大変時間がかかると思えます。先ほど言われましたとおりに、その間につきまして

は、デリネーター等で対処していきたいと思います。

以上です。

**○6番（松田俊和君）**

今、集落部分の勘太郎川の西側の面、200メートルという数字まで言われて、25年度中に施行はすると、初めてするということによって言われていただきまして非常にありがたき答弁でございます。ということは、あと200メートル上、要するに、200メートルよりも、あそこの一番勘太郎の堰ところから三田川、何というですか、中村線のところまでは500メートルぐらいあるということですが、あと300メートルに関しましては、この5番目、6番目ぐらいになるかと思いますが、そこの辺の回答をもう1回お願いします。済みません。

**○振興課長（江崎文男君）**

先ほどの勘太郎川の右岸側、西側につきましては、大体550メートルほど距離がございます。今年度200メートルを行って、来年度につきましては、先ほど言いました米多西線の100メートルとその上流100メートルということになりますと、あと27年度か28年度ぐらいまでかかるかと思いますが。随時やっています。

**○6番（松田俊和君）**

私の要望としましては5年目の状態ぐらいに、私は19年度からこの事案といいますか、質問をさせてもらっていますもので、6年目にしてやっと西側を解決するような状態であります。財政が厳しいということでの話が、まず第1番目の問題だったでしょうけれども、私は、ことし、25年の6月度において回答を得たことを非常にうれしく思って、今後ともひとつ忘れないように、ひとつよろしく願いますということでのお願いをしまして、第1項目めの質問を終わります。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。米多浮立について、執行部の答弁を求めます。

**○文化課長（原田大介君）**

皆さんこんにちは。松田議員さんの第2項目の米多浮立について、行政の補助はどの御質問に、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、この件につきましても、昨日、林議員さんのほうから御質問があった折に、行政としても米多浮立の運営を取り巻く環境については厳しいものがあるということは申し上げましたとおりでございます。

現在、行っている補助等について簡単に御説明を差し上げたいと思います。

まず、議員さんも御承知のとおり、保存会の活動に対しましては、奉納年と非奉納年に分けて町の補助を行っているところでございます。今年度が奉納年ですが、23年度の奉納年の実績でいきますと203千円、24年度、非奉納年の実績が122千円というような補助を行っております。

また、補助事業ではありませんが、平成20年度までは県の事業で、県の指定文化財維持管理委託事業というのがございました。それによりまして、毎年県から文化財の維持管理という委託金という名目で、保存会のほうに最高で122,330円が委託金として支払われておりましたが、19年度、20年度に少しずつ金額が下がっておりまして、20年度を最後に、現在、中断、廃止されているところでございます。これにつきましては、県内の各市町から、再度この制度を再開してほしいという要望も多いということで、県においても、現在、再度この制度を設けるといった方向に向けて検討が行われているということを知り及んでおります。

また、国の補助事業としましては文化庁の補助事業がございますが、民俗芸能については記録保存、それから、保存会なら保存会という団体がみずから主催する公開事業についての補助がほとんどで、単に浮立の経費とか備品の購入だけを対象にした補助というのがないというのが現状でございます。

また、本年1月には、総務省所管の過疎集落等自立再生緊急対策事業という事業に照会が参りました。これにつきましても、伝統文化継承振興活動により地域振興事業ということで、米多浮立保存会の活動を主体とした事業計画を上げさせていただいております。中身につきましては、米多浮立保存継承振興総合計画策定事業、それと、若宮神社建物建設計画策定事業、若宮神社建物建設事業、米多浮立振興PR事業、この4本を柱とした事業で計画書を出させていただきまして、事業費が12,370千円という事業の計画書を提出させていただきましたが、残念ながら上峰町の補助といたしますか、交付金の枠が5,000千円ということで採択には至っておりません。

このほかにも、行政の補助ではございませんが、民間の財団法人等が伝統文化保護継承活動に対し助成を行っている事業がございます。

その1つとしまして、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団という財団が助成事業を行っております。これで、現在、天衝の解体調査、設計の、どうやってつくられているかというのを調査する作業を1つお願いしまして、それと、設計図の作成、天衝の作成ということで、事業費835千円に対しまして助成額700千円の助成を申請してありましたが、これについては採択に至りませんでした。

また、2月には、財団法人沖永文化財団という財団の助成事業がございまして、これにつきましては衣装やかね等の備品購入ができますので、この分につきましては事業費531千円、助成額500千円で、現在、申請を上げているところでございます。こちらは8月ごろに結果が通知される予定になっております。

また、今年度に入りまして、5月に、県の県土づくり本部の所管事業としまして、22世紀に残す佐賀県遺産制度という制度があります。これに認定をしたいという物件等がありませんかという意向調査が参りましたので、老松神社、若宮神社について、米多浮立を通して地域と深く結びついた建造物ということで認定を受けたいという旨の回答をしております。こ

れに対しまして県のほうから、県の担当者による事前のヒアリングも兼ねた現地調査を実施する旨、今、連絡をいただいているところでございます。まだ、日程については未定でございます。仮に22世紀に残す佐賀県遺産制度に認定をいただければ、この支援を通じまして、老松神社、若宮神社の改築に最大5,000千円の支援を受けることも可能となります。

今後も、このようなさまざまな補助事業や助成事業を利用し、町として米多浮立保存会の活動を支援していきたいと考えているところです。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

今、課長から詳しく補助の話をお聞かせいただきました。まだ決まっていないというのがほとんどで、こういうふうな申請を今やっておりますというところの話しかありません。その話はそれでしてもらって結構ですけれども、きのうの同僚の議員もこの米多浮立についてということでの話を町長が答弁をされた中で、今回、奉納の年に当たる、その奉納する際の、要するに、米多地区に関する地区の住人がそれに係る費用は、町長の口からも1,000千円という数字が、約1,000千円ぐらにかかっているということでの数字を町長の口から言われました。要するに、あと残りの町からの補助は先ほど原田課長からも言われましたとおり、奉納の年に関しても203千円しかありません。残りの800千円は米多地区の、要するに、世帯数で割った数字でもっての話で運営をしているような現状でございます。その中で、私は米多の人間でちょっとばかり生意気なことを言いますが、米多という地区は、小学校の校歌にも歌われているように、米多地区というのは、ちょっとのぼせたような口ぶりですけれども、上峰の中でも結構知れた地名だと私は思っております。

そういうことでの話で、やっぱりこの200千円という数字が、やっぱり今は原田課長が県への補助金の催促をとということですが、私の口からとしては、ここ議会の中での話で申しわけないんですけども、200千円という数字は、もう前から、要するに、以前は県からお金が来ていましたが、今現在は打ち切りで、県からはもう一切来ていません。ということは、町からの200千円がこの1,000千円に係る費用の中の一部として有効利用は有効利用でさせていただいて、残りの800千円という数字を賄っているような現状でございます。そういう事情で町長にお伺いしたいんですけども、もう少しぐらい、これの200千円の倍ぐらいの話をおこの場所で口頭でもっての話は失礼ですけども、せめてもの倍ぐらいの数字をとという話でもって、まず、町長の話をお願いします。

#### ○町長（武廣勇平君）

今、前牟田の米多浮立についての補助金のお話をされました。町の補助金220千円ということで、これは年々10%増額していると思います。他の補助団体と同様に増額の傾向ということで、一律10%増額をしているところでございますが、先ほど、これは林議員の御質疑でございましたように、保存会の経費というものが、非常に年々繰越金が減ってきているとい

う現状はございますが、補助金としては10%増額をしているというところで、内部の運営においての経費の節減等に努めていただくしかないという声をよく聞くところでございます。私自身も補助金を増額したいとの思いはありますが、これはやはり財政全体を見たときに、補助団体、一律の対応が必要というところでもございますので、景気対策やら、また、今言われましたように各種財団の基金等を活用しながら対応を見ていく、もしくは、県への要望、要請ということも必要であったということでもまいりましたけれども、これはなかなか一向に県も補助金を復活させることはしてくださらないわけでございます。その県に足を運んだことによって財団を1つ紹介していただいたところもございますので、8月に沖永財団ですか、こちらのほうの結果がわかるということで担当課長から答弁ございました。経緯を見守っていきたいと思います。

#### ○6番（松田俊和君）

町長の答弁をいただきまして、ちょっとばかり心配になってきました。というのは、私のところ、原田課長もちょっと言われましたが、若宮神社と老松神社と2つお宮の境内が、境内といいますか、建物がありますが、老松神社、要するに、いつも奉納関係をしている本当の神社のほうは、瓦のほうの改築でもって修理をする予定にしております。下のほうの若宮神社というのはありますが、もうそこはもうちょっとばっかし建物自体も古くて、床石がもう全然ついてなくて宙に浮いているような状態で、もう台風が来ればいつ吹っ飛ばかわからんようになっているような現状で、若宮神社に関しましては、全部壊して、全部建てかえようということでの話で、老松神社は修理、若宮神社のほうは改築ということでの話で、約20,000千円という数字を、予算を上げて、前牟田地区の230軒ぐらいの戸数で割った数字、数字を割ってもらえば1軒当たり平等の数字、もう全部平等で、正直言っていいかわかりませんが、1人頭約180千円という数字をもって20,000千円を集めた状態で5年後をめどに、要するに、予定を立てて、今、私もちょっと役員をさせてもらっているんですけども、そういうふうな事情でもってやっぱり米多地区をよくしようということでの話で、1人頭180千円も出して、180千円というのは、夫婦そろっているところはいいんですけども、田舎ですから、皆さんも御存じのとおり、年寄りの方ばかりで、やっぱりお金の入る見込みがなかったりの話で、年金暮らししている人が結構多くて、この180千円というのは簡単に集まるような数字ではありません。というふうに米多地区は努力しているところもあるわけです。

そういうことでの話で、先ほど200千円という数字が、財政上の問題でいろいろちょっとばっかり勘弁してくれというふうに町長から言われましたが、私としては、やっぱり無形文化財に県のほうから指定されている、要するに、天衝舞という舞を奉納する状態にある地区の住民として努力しているところもあるということを私の口からちょっとばっかし言わせていただいて、そういうことでの話で、もう1回町長としても考えますぐらいの状態です。

くお願いして、もう1件答弁をお願いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

繰り返しになりますが、米多浮立保存会の活動は敬意を表するところであり、今、これは地域のお祭りであります。取り扱い方としては、地域のイベントという取り扱いをせざるを得ない環境にあります。その中で、私自身も町の行事として捉えていきたいところですが、やはり保存会の皆様方の御意見を頂戴して、全ての方がその方向にあるとはまた思っていないというところもあります。

振り返ってみますと、景気対策、21年です。予算づけした際も、米多浮立も地域の行事、西宮浮立も地域の行事ということで、予算をつけた記憶がございます。そういう経緯も振り返ってみましても、特別に米多浮立保存会、米多浮立のみを補助を回すということではできず、この間、補助金については一律に対応を見てきたところでもありますので、今後もそうせざるを得ないというふうに思っております。

ただし、景気対策やらほかの事業等、また、財団の基金については積極的に、県の紹介を受けましたので乗せていくことで考えていきたいというふうに、そのための労は尽くしていきたいと思っております。

#### ○6番（松田俊和君）

町長からの答弁を期待を持って末永く、期待を持ってよろしく申し上げますということで、ちょっとばっかしこの辺の話は終わりました、次に原田課長にちょっと伺いたいんですけども、今、私のところ、若宮神社と老松神社、若宮神社のほうは建てかえるということでの話をしましたが、きのうの林議員が言われたように、同じような浮立をやっている富士町の市川という地区の浮立だったと思いますが、同じような状態にある浮立が行われています。そこには文化会館というふうな格好で、きのうも林議員さんも言われましたとおり、浮立に関しての、要するに、面浮立とか太鼓とかいろいろ飾り物がいっぱいありますが、そういう物を置いておって展示物をするような状態に持っていくがために、要するに、この若宮神社という名称は名称で結構ですけども、建物自体は、若宮神社という神社は、もう要するに、文化会館みたいな格好の状態であれば、何とか補助の金額がまた別途におりてくるという話をちょろっと何か言われたような気がしますが、その辺はいかがなものでしょうか。

#### ○文化課長（原田大介君）

今、議員さんから若宮神社の取り扱いということで御質問でしたが、若宮神社につきましては、今現在、若宮神社という呼ばれ方をしておりますが、明治42年に老松神社に合祀されております。ですので、今の建物のもともとの建物は、それ以前に建っていた物を、今まで長い年月、増改築されて、地区で利用されてきた建物かと認識しております。

現在の所有関係なんですが、建物は、下米多共同利用事業組合という名義の所有者になっております。土地が、前牟田の下分ということで、下分といいますから、下米多、井柳、寺

家1、寺家2の共同の土地ということになっております。ですので、こういったことを考えますと、もう神社という性格よりも、浮立の会場という物理的な性格のほうを前に打ち出していけば、政教分離の立場からも何か別途の補助なりが考えられるんじゃないかと考えております。

それで、先ほど議員さんからちょっと御指摘がありましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、そういった観点から、若宮神社の建物につきましては、建てかえに当たって新たな機能を、現在、浮立のお下りのおみこしが一晩泊まる場所ということで、お旅所という名前をつけましたけれども、そういった機能しかございませんので、それ以外にも、例えば、現在、老松神社の境内に倉庫があります。浮立の道具を入れた倉庫がありますが、そのうちの道具を若宮神社に新たにつくる建物に移しまして、その道具を展示するとかですね。先ほど議員さんもお話ありました市川の浮立の里の展示館みたいな機能もあわせ持つような建物、それから、もう一つ踏み込んで、例えば、若宮神社の前の境内は広うございますので、直売所といいますか、物産の直売をできるような建物とかいったちょっと多機能な建物をつくることによって視点を変えたら、また補助がもらえる可能性が広がると思いますので、そういったことにつきましても、ちょっとアンテナを広げまして、これからそういったことに適用できるような事業を絡めながら建物の増改築のほうについては支援をしていきたいというぐあいに考えているところでございます。

以上です。

#### ○6番（松田俊和君）

一応多機能的な広場を持った建物にすれば何とか補助金のおりるすべができるんじゃないかということを伺いまして、私もちょっとばっかしー安心といいますか、3分の1ぐらいしかありませんが安心はさせてもらいました。そういうことで、今後とも、ひとつ原田課長にはあと4年間になりますが、またいろいろと御心配、御迷惑かけるかと思いますが、ひとつ協力のほどをよろしく願いしておきたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。

町公民館の運営について執行部の答弁を求めます。

#### ○生涯学習課長（吉田 淳君）

こんにちは。6番松田議員の3番、町公民館の運営について、公民館の利用状況と今後のあり方について答弁をさせていただきます。

まず、利用状況について、使用料の収入で御報告をいたします。

私ども管理しております町民センターは、公民館と農村環境改善センターの複合施設でございます。町民センター全体での使用料収入については、平成24年度で決算3,410千円でご

ございます。過去、平成20年度には5,100千円の収入がありましたが、平成23年度に2,900千円まで落ち込みました。平成24年度3,410千円ということで、若干の持ち直しの傾向にあります。要因といたしましては、平成23年度、東日本大震災による自粛に加え、近隣での類似施設の整備が大きいと考えています。

平成20年度に御利用いただいております方々に連絡をとりまして、現在の活動状況についてお尋ねをいたしました。その中で、みやき町や神埼市方面の方々は、地元で施設ができたので利用施設を移動したとのことでした。移動した方々は、平成20年度の利用料ベースで1,140千円でした。現在、平成20年度の上峰町民センターのホールを今でも御利用いただいている方は、平成20年度の利用料ベースで1,570千円でした。

次に、ホールの利用件数で見ますと、また違った状況が見えてまいりました。

町民センターのホールの利用件数でございますが、平成21年度117件の利用であったものが、22年度140件、23年度143件、平成24年度140件と、同じような件数で推移しております。町外の方々が新しい施設へ移動された、そのあいた日のところへは、上峰町の方々が新たに御利用いただいております。年間のホール運営費を300日として、稼働率はおおむね47%ということで推移をしております。年間のホールへの来客数も1万4,000人で推移をしております。稼働率といたしましては、有効に活用していただいているものと思っております。

続きまして、今後のあり方という御質問に対して答弁をいたします。

今後のあり方といたしましては、さらなる多くの皆様に文化に触れていただけるよう、稼働率の向上と入場者数の向上が重要と考えます。

まずは、ほかの施設へ移動された方の呼び戻し、新たな利用者へのPRなど、情報発信が重要と考えます。近隣の施設と比べて上峰町のホールがいかにくれているか、特に音響のすばらしさ、固定椅子や可動椅子での配置の利便性などPRしていきたいと思っております。

今回、NHK公開録音、真打共演を誘致することができました。早速県道側へPR用の看板を設置させていただいたところでございます。6月21日の開催に際し、多数の応募をいただき、入場券は抽せんとなりました。当日は満員を予想されております。

また、公民館の自主事業といたしましても、ホールを活用して文化の情報発信を行うように計画をいたしました。今まで高齢者教室という名称を改め、ふれ愛・粋いきセミナーとして、多くの皆様を対象に月1回のセミナーを開催いたします。同様に、女性セミナー、子どもの広場についても、ホールを活用しての計画としております。

今後も上峰町に素晴らしいホールがあることを、町内外、多くの皆様に知っていただけるよう、講演会や演奏会などの事業を初め、各種企業、団体への広報、NBCラジオ「カミング！上峰」での取材、放送など、多種多様な方法でPRに努めてまいります。

以上、公民館の利用状況と今後のあり方について答弁とさせていただきます。

## ○6番（松田俊和君）

今、課長から報告をいただきましたように、センター使用料という料金に関しましては、19年度から24年度までの資料を私ももらっております。その中で、24年度の使用の料金の、単位は円ですけれども、3,414,510円という数字が上がってきております。これを12で割ると、月平均、24年度が284,543円、23年度が241,456円、22年度が358,928円、21年度が393,467円、20年度が425,373円ということで、約平均してですね。23年度は先ほど震災の影響があったからだと思いますが、月の平均が241千円、24年度、去年度は284千円ということで40千円ほど上がっているということは、約十二、三万円ぐらい上がっていますが、ここの中で私がいつも思うには、町民センターの利用のぐあい、要するに、人をいかに入れるか。要するに、今、隣の町がいろいろと建物を建てられまして、そののほうに行かれる方が多くなりましたということで、要するに上峰の町民センターの入場者数が極端に減っているような現状でございます。ということは、こういうこと言っては財政難において、また変なことを言いますが、人間の数をとるか、要するにいかに入ってもらってことを考えた場合には、町民のこの入場者の方の、町内の方と町外の方は入場料の料金が町内の人よりも3倍金を出して町外の方は入場をするような現状になっています。ということは、反対から考えますと、24年度に関して月に280千円程度の使用の料金の値段ですけれども、この280千円という数字を、何ということ言うかと言われるかもわかりませんが、もう全然無料にして、要するに人間の頭数をいかに多くするかを考えて、隣の町は幾ら何をしようが勝手とは言いませんが、努力はせんといけません、もう3倍も幾らも高く取って入場料の人間の頭数をふえさせろということを非常に生涯学習課の方はいつも会議のときに言われておられるみたいですが、私はいっそのこともう280千円という数字を、月々の280千円で年間にすれば3,400千円も幾らもなるから、そういう金はちょっとばっかしと言われるかもわかりませんが、やっぱりそれくらいの280千円程度の——程度と言うたら、また当然私の給料よりもうんと高いもので、それは勘弁をお願いしたいんですけれども、やっぱり280千円という数字を人間の数を多く見込んだ状態で町民センターを運営するというふうな格好に持っていけば、私は町外の方がいかに、何といたらいいですかね、多く来たほうがいいんですけれども、やっぱり町内の方も反対に無料にすれば、もう無料にして、要するに営利をもってするんじゃなくて、頭数をいかに入れるかを考えた状態での話を、やっぱり町民センターという名称自体が、町民のセンターだから、誰でも入ってきていいんじゃないかなろうかと私は思いますもので、その辺をどう考えておられるか、執行部の考えをお願いします。

## ○教育長（矢動丸壽之君）

6番松田議員さんの非常に思い描く、大きなスケールで言われまして、あっと思っておりますけれども、私、センターを運営させていただいている一員といたしましては、やはり維持管理費用というものについての幾ばくかはいただきたいなというふうに思っておりますの

で、今、御意見として頂戴いたしまして、生涯学習審議会のほうに早速持ち上がっていきたいと思っております。

#### ○6番（松田俊和君）

審議会のほうに諮られるという返答をいただきましたが、私としてはやっぱり頭数を余計入れたほうが、二十八万四千何がしの数字ですけれども、年間にすれば3,410千円という大きな数字になりますが、月々に考えれば、町民約9,000人おられますが、9,000人の中で280千円という数字は、1人400円ぐらいしかならんじゃないですかね。1人400円をただにすると、そういうふうな話に持って行ってもらって、人間をいかに入れるかということでの話をさせていただいて、執行部の考えを、もう一回考えをお願いいたします。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

お答えいたします。

確かに1人400円という数字をはじき出されましたけど、やはり使用料といたしましては400円、私は貴重なお金であるというふうに思っております。

今、私ども教育委員会のほうで話しているのは、やはりPR、足で稼がなければいけない。だからPRの仕方、いろんな物を配ったりなんかして、いろんなところに出歩いて、そして、いろんな方に町民センターというものをPRして、そして、入っていただくように努力していこうかなというふうに、現時点ではそういうふうに思っているところでございますので、そのことを御理解していただきたいと思えます。

#### ○6番（松田俊和君）

また、私が400円という数字を、教育長さんはそれが貴重な財源だからってことでの話を言われまして、私の考えと今の執行部の教育長さんの考えとはちょっとばっかし違うなとは思いました。

というのは、私は、町民センターというセンターだからの話でもっての話で言い出したことであって、やっぱり実際は使用料が月平均、24年度は280千円と言いましたが、実際は町民センター自体の電気料、要するに町民センター電気料という数字も、ここにまた一覧表が出ていますが、これも月々に24年度は約510千円かかっています。年間で6,137千円という数字が、6,000千円も幾らも電気代がかかっているような現状でございます。ということは、人件費も入れて、電気料も入れて、光熱費も入れて、要するに全然使用料としての入金がなければ、それこそまた財源的な大問題になるかとは重々わかりますが、私はやっぱり町民センターという考えを持っての話から、私は無料にしたらどうでしょうかということでの話を言っているわけで、もう全然ただ単に無料にせろというんじゃないで、頭数を多くして、こんだけ人間が入るようになりましたということの数字を示してもらったほうが私はいいんじゃないかなと思う話で意見を言わせていただきました。そういうことでの話で、よろしく願いさせていただきます。

○議長（大川隆城君）

答弁は要りませんか。

○6番（松田俊和君）続

教育長から、またひとつよろしくをお願いします。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに電気料とありますけど、私たち教育委員会、それから、改善センター、そういうものでしておりますので、電気料が非常にかさむということは、我々が仕事をする以上においてはやむを得ないところでございます。そういう費用がありますものですから、幾らかでもやっぱりいただきたいなということでお話をしておりますので、先ほど申しましたように、松田議員さんの本当にありがたい意見でございますので、生涯学習審議会のほうにそういう意見がありましたということですので、そして、料金につきましては生涯学習審議会に諮って決めるということになっておりますので、それに持っていかせていただきたいというふうにお答えさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

以上で6番松田議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。したがって、2時40分まで休憩いたします。休憩。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

○9番（中山五雄君）

皆さんこんにちは。6月定例議会の最後の質問者となりました。議場は議論の場でありますので、しっかりと議論をしていきたいと思っております。ひとつよろしくをお願いします。

1番目に、財政状況についてということで、その中の1つ、現在の起債の説明をということで、ここに掲げておりますが、これについては資料を求めています。起債及び債務負担行為の資料を求むということで、この資料は私が求めた資料と若干違う点があるようでございますので、答弁を聞いた後に質疑をしていきたいと思っております。

財政状況の2番目について、今後、財政健全化に向けての改革はということで2点質問し

ます。

大きな2点目に、教育問題と子供たちの安全について、その中の1つ、学力向上についての対応の考えはということで、これは同僚議員から質問があって重複する点が出てくるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひいたします。この件についても全国学力・学習状況調査資料を求むということで資料をお願ひしております。これも提出されております。

それから、2点目に子供たちの安全についての対策はということで、その中の1つ、学校内での安全対策は、2点目に登下校の交通安全、特に小学校正門の前の道路が狭いので、安全面の対策はということで質疑をします。3点目に学校内の遊具等の安全確認はされているのかということで、2番目の質疑の中の3つほど質問します。

それから、大きな3番目に臨時職員の採用について、どのような方法で採用されているのか、これは嘱託職員も含むということでひとつ答弁のほどをよろしくお願ひします。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、まず最初に財政状況について、執行部の答弁を求めます。

#### ○企画課長（北島 徹君）

皆さんこんにちは。中山議員さんの質問事項1の財政状況についての1番、現在の起債の説明をというお尋ねがっております。先ほど議員さんよりも発言がございましたけれども、まずお手元のほうにお配りをしております資料に基づきまして説明をさせていただきたいというふうに思っております。

中山議員一般質問資料（企画課）でございます。A4版の横ということになっておりますので、それに基づきまして説明をまずさせていただきます。

これは一般会計の起債の状況ということで、6月3日時点で作っております。平成23年度の年度中に起債を、借金を起こした部分が234,000千円、それから年度中にその借金のうちの元金を返済した部分が449,000千円、それと年度中に借りましたお金に対する利子をお返ししたのが82,000千円ということで、そういうものを返しました残りの起債の残高が4,715,000千円と、23年度時点ですね。これにつきましては、起債元金の残額というふうになっております。

それで続けて、同じようなことで24年度ですが、24年度は起債額が215,000千円、年度中に元金をお返ししたのが435,000千円、利子をお返ししたのが75,000千円、それで、結局年度末に借りたり返したりした残りの起債の元金が4,496,000千円。

次に、25年度でございますが、これにつきましては現在、年度中でございますので、見込みということになってまいります。本年度中には起債を198,000千円予定をしております。これにつきましては、臨時財政対策債のみを考えております。次に、25年度中の元金の償還は406,000千円、それから利子の支払いについては69,000千円を予定しております。それに

よりまして、25年度末の起債の元金の残高というのは4,287,000千円と。

26年度につきましては、起債額につきましては未定ということにさせていただいておりますが、26年度、元金の償還額といたしましては399,000千円、それから利子が62,000千円予定をいたしております。

下のほうにコメントをちょっと書かせてもらっておりますが、元利償還金の合計というものにつきましては、23年度をピークに24年度減少、25年度以降も少しずつ減少していくということで考えております。

その中で、先ほど申し上げました23年度の起債が23年度末で4,715,000千円起債の残りがあるということでしたが、この4,715,000千円のうち臨時財政対策債が1,855,000千円、この全体の4割を占めております。それから、次に多いのが公営住宅関連起債632,000千円、13%でございます。続きまして、道路関連起債591,000千円、12%でございます。次に、学校の関連の起債が502,000千円、10%となっております。その他が1,133,000千円ということで、23年度の年度末の起債の割合といたしますか、使った事業目的別の割合といたしましては、先ほど申し上げたような状態になっております。

一般会計の起債につきましては以上でございます。

#### ○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは農業集落排水特別会計の起債状況ということで資料の説明を申し上げます。

先ほど一般会計同様、平成25年6月3日時点ということでございます。

平成23年度におきましては、当年度起債額として122,000千円でございます。元金償還額といたしましては249,480千円でございます。なお、利子の償還金97,180千円、年度末の起債残額、これにつきましては未償還の元金でございます。4,738,530千円でございます。

24年度につきましては、同じく起債額として183,830千円、同年度の元金償還額といたしまして327,452千円、同利子の償還額92,724千円、年度末の起債残額、先ほど同様、未償還の元金でございます4,594,908千円でございます。

平成25年度につきましては、見込みということで御報告させていただきます。年度中の起債の見込みでございます325,600千円、年度中の元金の償還額272,934千円、利子償還額91,186千円、先ほど同様、未償還の元金でございます4,647,574千円でございます。

26年度につきましても、見込みということで起債額については未定ですので、一番下の合計といたしまして未償還元金の予定が4,363,140千円でございます。

下のほうに米印の注意書き等がございますけれども、平成24年度からにつきましては、坊所地区の下水処理施設の機能強化事業の開始をしたため、25年度から起債残高が増加に転じております。

なお、平成24年度につきましては、資本費平準化債の借りかえ分、平成25年度見込みにつきましては、事業起債関係の繰越明許分を含んでいるところでございます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今2人の課長から起債状況の説明がありましたけれども、私が資料を求めたもの、起債の説明ということで掲げておりますが、償還額の説明は書いておりません。ここに一般会計起債状況ということで資料がありますが、要するに年度末の起債残額4,715,589千円となっております。これを入れるならば、この枠の中に利子の合計も入れるべきじゃないですか。これ償還金だけをここに書いてあるでしょう。こんなごまかしたような書き方を、私何でここで質問を再度しているかというのは、これ町民の皆さんたちに間違った伝え方があっていくということ聞いております。上峰町の起債は物すごく減りましたと、今現在92億円ですと、そういうことを言っている人もおるそうです。92億円じゃないでしょう。114億円でしょう、債務負担行為まで。利子も起債、借金でしょう。何で入れないんですか、これ。要するに、これは昨年もらった分ですよ、一般会計が未償還元金4,715,580千円、未償還利子511,382千円です。ここは利子の償還額だけを書いてある。これ資料は後で新たに出してもらいますけど、これ議会だよりに載せます。町民の方たちが勘違いされている点があります。

武廣町長、4年前に町長になって一生懸命努力して、実際起債というのは物すごく減ってきております。それは認めます。でもごまかしたようなやり方で、まだこれだけ起債がありますよと、町民の方たちにももう少しこの辺は辛抱してくださいとお願いをしなくちゃいけないときに、こんな数字を言って、92億円しかありませんと、物すごく借金が減りました、そんなうそついたようなことを言っちゃいかんよ。実際114億円からあるでしょう。11,470,020千円、こんなこと、私は償還額を聞いたわけじゃないんですよ、何でここに入れるんですか。今現在の起債、元金の残高、利子の残高、それ一般会計と農業集落排水の特別会計、これも一緒です。それと債務負担行為、これも前年度までの支出済額と当該年度以降の支出予定額と、誰がこれ聞いていますか。今現在幾らあるかということですよ。その辺を答弁をお願いします。

#### ○企画課長（北島 徹君）

先ほど議員からのお尋ねと、こちらがつくった資料が食い違っていたということで、非常に申しわけなかったというふうに思っておりますので、御了解をその点お願いしたいと思いますが、今議員がおっしゃった幾らあるかという点でございますけれども、決算ベースで申し上げますと、23年度しか申し上げられませんので、ですが、一番近いところで23年度決算しかないんですが、24年度まだ決算は行われておりませんが、申し上げますと、未償還元金が4,496,000千円、議員おっしゃられました未償還利子、これにつきましては借りかえ等が発生する可能性がございますので、見込み額ということで御了解をお願いしたいと思いますが、未償還利子分が450,000千円、合わせまして4,946,000千円、これが一般会計でございます。

特別会計もこちらのほうで言わせていただきますが、農集排の特別会計の24年の未償還額が4,594,000千円、未償還の利子見込み額が698,000千円、合わせまして5,293,000千円というふうになっております。

なお、債務負担額ですけれども、これにつきましては、23年度決算額で1,057,000千円というふうになっておりますので、この点は債務負担行為の未済額につきましては、これは決算統計上で数字が決定してまいりますので、この点は御了解をお願いしたいと思いますので、仮の置きとして、先ほど申し上げました24年度末のおのおの今現在の未償還額、それと債務負担の23年度決算の1,057,000千円ということで御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

#### ○町長（武廣勇平君）

9番中山五雄議員の御質問の中で、ちょっと私どもが起債残高をあえてとらえ方を変えてお伝えしているような表現に聞こえたので、この部分だけは私から申し上げさせていただきますが、起債残高というのは通常、今申しました一般会計、特別会計の起債元金を申し上げるわけでございますが、先ほどの利子分というのは含まれない、これはどの自治体もそうであります。本町におきましても、平成20年度末が104億円の特別会計含めた起債額から現在92億円になっているということは、起債残高としては当然正確な発言であるわけですが、今議員申されましたように、翌年度以降の債務負担行為、またあわせて未償還の金利というところも含めますと先ほどおっしゃった額になり、当然ほかの市町、また平成20年度末の数字も上がってくるということになるわけでございます。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

私のほうから担当課長、企画課長にお尋ねしますが、先ほど来、議員の求められた資料とは違うということですので、後日、資料をまた、先ほど再度報告ありました分で作成をして提出されますか、いかがですか。

#### ○9番（中山五雄君）

先ほど私もこれは本当に、金曜日に開会のときにもらって、日曜日にこれをはぐってみて、少し気分がすぐれなかったもので、ちょっときょう声高になりましたけれども、私が言っているのは上峰はまだまだ財政は厳しいと、町長はまだまだ我慢してもらわなくちゃいけないところがたくさんありますということで発言をされております。だからこそ、今現在これだけありますよと、だから、ここは町民の皆さんたちも辛抱してくださいよということをお願いしなくちゃいけないこともいっぱい出てくるんじゃないかなと。今町長が、要するに未償還利子は表示しなくていいということで、一般的にはいいでしょう。我々議会が聞いているんですよ。本当はガラス張りですべてのことを出すのが本当じゃないですか。利子も借金でしょう。よその町が出していない、出している、そんなの関係ないですよ。出すべきです。こ

れ返さなくていい金ならば出さなくて結構ですよ。でしょう。だから、私は、それはもちろん武廣町政になって、その前の町長も頑張っていたかもしれませんが、武廣町政になって上峰町の今の起債はかなり減ってきております。それは認めます。ただ、こういう私にとればごまかしたような書き方を、こういう書類をつくったら、町民の人たちにこれ見せたら、これだけしかないねとなるから、きちっと、これを我々が見せるわけじゃありませんけれども、口頭では言いますよ、実際こうなっておりますと。だから、本当のことを言っていないと、我々バジはめた人間が、よそでいろんな話をする中で本当のことを言っていないと、そして皆さんたちも負担をかけます、サービス面でも迷惑をかけるかもしれませんということでお願いはお願いとしてしていかななくちゃいけないと。だから、私は町長が今まで努力されたことについても認めますから、過去5年間、そして24年度見込み額まで資料を、こんないろいろ書く必要ありません、元金が幾ら、利子が幾ら、債務負担行為が幾らということで、資料を一覧表にまとめていただきたい。それを議会だよりに載せます。私の今度は、普通、道路を言えば道路の写真が載りますけれども、写真を省いてでもこのあれは町民の皆さんたちに誤解がっておりますから、載せたいと思います。その辺、今後、我々が資料を要求したときはきちっとその辺の対応はやっていただきたいと。今、町長から答弁あったように、それは利子まで載せる必要がありませんて、載せるべきなんです。その辺の答弁をいただいて、この項は終わりたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

ただいま中山五雄議員の御質疑でございますが、私、中山議員が求める資料が届いていなかったことで大変興奮なされて申しわけなかったと思っております。この分については本当謝らせていただきたいと思っておりますが、全て皆さんおっしゃっていること、誰も間違ったことを言われている人いないんじゃないかと、今お話を聞いて思いました。起債と債務負担行為にかかわる資料の提出と言われれば、やはり起債というのは法令で定められた言葉であると、私どもは通常、起債残高といいますと、先ほどのように92億円の現状をお伝えするということになりますし、平成20年度末は104億円だったということでございます。しかしながら、債務負担行為やら、議員が言われるように利子のほうまで含めると、135億円あったものが117億円ということで、18億円削減しているということになります。議員はこの間の経緯を示せということでございますので、この部分については公平に扱っていただけるものというふうに思っておりますし、議員が求める資料が届いていなかったということが中山議員の怒りを覚えるところであったというふうに理解し、その分は陳謝をさせていただき、答弁とさせていただきます。

#### ○企画課長（北島 徹君）

今、議員のほうからお話ございましたので、未償還元金、それから未償還の利子見込み額の一般会計、それから農集排特別会計、それに債務負担行為の未済額、これにつきまして

は、決算統計の数字がございまして、24年分が手に入るかどうかちょっとここではわかりませんが、24年以前の5年分、20年から24年分ということで作成をいたしまして、お手元のほうにお渡しをしたいということで、今回ちょっとこちらのほうで希望されている資料と食い違っておりましたことは謝らせていただいて、御了解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○議長（大川隆城君）**

9番議員、それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、次に進みます。②の今後、財政健全化に向けての改革はという質問に対して、執行部の答弁を求めます。

**○町長（武廣勇平君）**

中山議員の今後、財政健全化に向けての改革はということでの質問をいただいております。

一にも二にも、先ほど答弁にございましたように、債務の償還をしていくための歳出削減、歳入増が必要であると思っておりますが、何よりも一つ一つの個別のことを申し上げるつもりはございませんが、財政規律の確立ということが必要であろうと思っております。これはさきの議会でも担当課長が答弁しておりますように、厳正なる審査、また財政計画の策定、また計画を遵守した当初予算の編成、当初予算を重要視するという、また安易な補正を極力避けていくということになろうかと思っておりますし、一方で、これまで決算の結果を受けての、また議会の御意見等をしっかりレビューするといえますか、そういう機会もなかったと思っておりますので、そういうことも心がけていく必要があると思っておりますが、こういった財政規律の確立ということが何よりも大事だと思いますし、事業については事業に取り組む姿勢として極力一般財源の持ち出し及び起債を抑制するという、交付金をなるべく活用し、緊急性、優先度の高いものから行っていくことに尽きるだろうというふうに思っております。この議会との議論の中でも再三財政健全化の話をしざるを得ない状況であることは大変心苦しゅうございますが、一つ一つの事業についても優先度をつけてやっていかざるを得ない状況であることを皆様とともに意識を共有しながら進めていくということが何よりも一番大切なことであろうと思っております。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

財政健全化ということで、どこの町でもそうでしょうけれども、上峰は特に町の最大の課題というのは財政を健全化にすることじゃないかなと、そう思います。財政を健全化にするためには、収入の増、支出の減、ただ、支出の減というのはある程度限られたものがあります。今、職員さんたちは最低の人数で努力をされているんじゃないかなと、私一議員としてその辺は買いたいと思います。

そしたら、収入増にするためのいろいろ今まで企業誘致とかいろんなことをやってきまし

たけれども、なかなかそのとおりにならない。前回の議会のときに太陽光、メガソーラーあたりの設置をということで、その土地を賃貸契約して、年間1,500千円か幾らかで貸すような話をうわさでちょっと聞いておりますが、私が言ったのは、約2億円の工事費がかかります。でも、それ銀行は上峰の商工会の中におられます。そいけん、それを銀行まで話をされております。上峰町に一切負担をかけない、だから、10年から最低でも電気料が少し安くなっても、要するに11年後からお金が入りますよと。10年間で2億数千万円、3億円近くの金が入りますよと。年間1,500千円の金が入るとどっちがいいですかということで話をちょっときのう私に連絡がありました。本当に上峰町のことを思うならば、将来のことを考えて、目先のことじゃなくその辺を考えるべきじゃないですかと。企業誘致でもできれば、それが一番いいですけれども、企業誘致ができればその固定資産なり税金が入ってくる、上峰町から雇用もされる、でもホリカワ産業跡地はなかなかその土地が少し、真四角でもない、長四角でもない、ちょっと変形しているもので、なかなか借り手がない、買い手がないということで、大変町長も苦労されているかと思いますが、私が先月質問したときには、国がもう上峰町が金を借りる場合は了解を得らなくちゃだめだということで言われましたけれども、これは恐らく優先的に通ります、このメガソーラー設置については。私はその辺は検討すべきじゃないかなと、慌ててその借地の契約をして進めるべきじゃないんじゃないかなと、もうちょっと時間をかけて検討すべきじゃないかなと、そういう業者を呼んで話し合いをして、ことし来年の上峰町の云々じゃなくて、財政の云々じゃなくて、10年後、20年後、我々の子供、孫の代につながっていくようなことをやっていかないと、私は上峰町は栄えないんじゃないかなと、そう思います、その辺、町長の考えを聞かせていただきたい。

#### ○町長（武廣勇平君）

メガソーラーの御提言をいただいたのは議員でございました。今、このメガソーラー事業はどの自治体も、屋根は防水の観点からいろんな訴訟が起きているということもあり、また、メンテナンスの面でもどうしても発電効率が落ちると、10年もすれば随分、仮に単焦点のパネルであっても発電効率が落ちるということで聞き及ぶところでございます。よって、この遊休地だったり、遊んでいる土地に設置するというのが専らである中で、この売電価格の下落と、先ほど申しました発電効率がどうしても時間とともに悪くなるという性格から、極力リスクを負わない、投資をするにしてもリスクを負わない形でこのメガソーラーはどの地域でも進んでいると思っております。本町でもSGETという熊本の会社と九電工さんとフランスベッドの敷地でメガソーラー第1号が始まりましたけれども、賃借、地権者は土地を貸し出して、そこで定期的に賃借料を得るという形での売電でございまして、本町でそれ以外の方法でこの事業を実施するのはかなり難しい部分があるなというのが率直な感想でございます。

また、本町の財政状況は議員、先ほど来申されますとおり、償還金、元利、利子分まで含

めますと、まだ相当額ある中で、この24年度が起債のピークだという状況で、ここを越えてなだらかに光明を見出せる状況になってくるというわけでございますので、この24年周辺の期間に投資をし、将来に収入を得られるような投資をすることが町民の皆様にとって誠実な対応かということも考えなければいけないというふうに思っています。

言っても、今議員が申されました御提案をしっかりとお聞きしたわけではございません。融資の関係やらお聞きしたわけではございません。私が申し上げている方が議員が申し上げられている方と同一人物であれば、同じ方にちょっと御説明をいただきながら、一度機会をつくることはやぶさかではございませんので、よろしく願いして答弁とさせていただきます。

#### ○9番（中山五雄君）

今、町長も前向きに答弁をされました。一回その太陽光、メガソーラー云々で商工会の方たち、扱いをされている方たちと一回話をされて、できないならできないということできちっとその辺を説明されてやっていただきたいと思います。

それと、要するに健全化に向けてということで、そういうことが目の前の金が欲しいような発言があったかなと思いますけれども、そしたら、これ税務課、白濱課長にお尋ねしますけれども、滞納者、少しずつは減っているかなと思いますけれども、なかなか減らない。滞納者が全然なくなるということはまず無理じゃないかなとは思いますが、その辺の努力をどのようにされているものか、それと不納欠損は絶対出さないという形に、どういう形でされているのか、説明をお願いしたい。

#### ○税務課長（白濱博己君）

町税の滞納の件でございまして、平成24年度の決算の見込みでございますが、ここで御報告させていただきたいと思います。

まず、一般町税でございまして、調定額が合計でございまして、1,447,946千円に對しまして、収入額が1,386,242千円でございます。収入未済額につきまして50,069千円でございます。収入といたしまして、現年分24年度の、要するに徴収率が99.1%でございます。23年度が98.8%ですので、約0.3%増となっております。なお、滞納繰越分につきましては、今年度24.1%でございます。昨年は29%でございます。マイナスの4.9%ということでございます。現年分と滞納分を合わせましての合計でございますが、24年度は95.7%、昨年は94.8%でございますので、0.9%増となっておりますが、先ほど言いました滞納繰越分につきましては若干徴収といたしましては減っている状況でございます。しかしながら、昨年来、佐賀県滞納整理推進機構のほうに派遣をいたしました。今年度は行政報告にもありますとおり、派遣をしなくて税務課のほうに、全派遣者を税務課のほうにということで、今まで経験者3名おりますが、2名ということで、連携をとって県税に上げた分の徴収につきましては、町のほうに引き取りをいたしまして、おのおの各個人のほうに滞納の納税相談なりをやって、今後、分納につきましては、确实なる分納、また財産とか、

それから給与、そういった調査につきましても今後、調査をし、滞納整理、差し押さえ等をやっていきたいということで考えておるところでございます。

それから、不納欠損というふうなことでございましたが、24年度末の不納欠損でございます。以前は不納欠損は出さないということよりも、極力そういう方向で努力したいということで私申し上げておった時期もございましたが、どうしても不存在なり、財産がないと、所得が低いというふうなことであります分につきましては、時効、それから執行停止なり、または執行停止即滞納処分による不納欠損ということもございまして、今年度も不納欠損はさせていただいている状況でございます。この金額につきましては、一般町税で申しますと金額につきまして11,634千円でございます。それと、国民健康保険税につきましては5,600千円というふうなことで、これは千円単位でしておりますけれども、合わせて16,634千円の不納欠損を出させていただいておりますけれども、今後につきましても極力減らしていきたいというふうに考えておることには変わりございませんので、御理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

今、白濱課長から答弁がありましたけれども、分納関係、今後対応をしていくということで、いつも答弁が今後対応しますと、これから考えて何とかやっていますとか、減らすような努力をしていますとか、それは誰でも言えるんじゃないですか。だから、私がどこをどのように努力をされているのか説明をと言っているんです。

それと、今後考えていると、要するに不納欠損を絶対なくすということはできないということでは言われましたけれども、それはやり方にもよるんじゃないですか。滞納者を全てなくすということは無理かもしれんけれども、不納欠損は私はできるんじゃないかなと。私はそう思ってもできない点もあるかもしれませんけれども、白濱課長、努力をされているのは認めますけれども、その辺のもう少しここをこうやっていくという、絶対ここはこうしていきますよというような意気込みを聞かせていただいて、この項を終わりたいと思います。

#### ○税務課長（白濱博己君）

徴収の意気込みということで、叱咤激励をさせていただいているものと思っております。

収納の状況につきましては、おのこの滞納者につきましては、今までにつきましては期限がありましたならば催告なり、また電話連絡等々でございましたけれども、その後、何も連絡がないということにつきましては、マニュアルどおりといいますか、催告して、なかったら財産調査をして差し押さえをするというふうなことで期限を切った、あいまいな納税折衝ではなく、期限を切った、また法的に文書的に相手がどうしても応じないと、反応しないというふうなことでありますときには、滞納者、誰ということじゃなくて、期限を切って対処すると。差し押さえなり、また滞納処分なりをする、でもその取る分がないという場合が

ありましたならば、法的に財産調査をしてないと、執行停止なり、その上では不納欠損ということもあり得るということではございますが、とにかくそういう手腕を税務課職員に意思の疎通をしながらやっていきたいというふうなことで考えておるところでございます。

なお、昨今では徴収等をしましても、現年分、滞納分ございますが、現年分はきっちり納期限内に納めていただいて、過年度分を分納なら分納ということで、今後とも対処したいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○9番（中山五雄君）

今、白濱課長の答弁で努力をされているのは認めます。ただ、税金を払っている人から言わせれば、払わなくて済む、要するに何回か行って、なかなか払ってくんさなかと、それで居留守使ったりなんかもありよるごたるもんねというような話も聞いたことがあります。ここまで白濱課長にきょう質問しようと思っておりますけれども、財政の云々でそういう関連で聞いておりますが、やっぱり平等性を欠けちゃいかん、払わなくて済むというようなことでもうけもんだと思われちゃ困るので、要するに払った者がばかを見るようなことじゃだめだから、その辺を少しは厳しくやっていかないと、なかなか簡単には払わない人からは取れないと思うんです。だから、たまには鬼にもならないとだめじゃないかなと。ただ、本当に困っている人、そこまではすることはできないと思うんです。だから、その辺をちゃんと調査をし、確認をしてから心ある税金の収納に努めていただきたいということで、その辺の心意気を聞かせていただいて、終わりたいと思います。

#### ○税務課長（白濱博己君）

大変滞納対策につきましては、答えがないかもわかりませんが、とにかく私ども職員一丸となって滞納分の徴収につきまして努力を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（大川隆城君）

それでは、次に進みます。教育問題と子供たちの安全について、まず最初に学力向上についての対応の考えはという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

9番中山五雄議員の教育問題と子供たちの安全について、1番、学力向上についての対応の考えはという御質問について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、学力向上については、私は就任当初から何らかの対策をとにかく打ち出して、子供たちに、児童・生徒に確かな学力を身につけさせていく、これを第一に上げさせていただくということで申し上げてきておることは、私も十分承知しているし、御理解もしていただいていると思っております。

その中で、教育については、やはり教師と児童・生徒との呼吸といいましょうか、その学

ぶ気持ちと指導していく、導いていく教師との心がぴたっと合うということが非常に大事なものであると私は思っております。昨日、5番議員の林議員さんから教育環境問題について御質問しておられましたけれども、そのときに武廣町長が教育についてはやはり教師の指導力向上も大事なものだというふうな答えをさせていただいております。私もまさにそのとおりだというふうに感じておって、学力向上にはこの教師の指導力というのは欠かせないというふうに思っているところでございます。

先日、議員の皆さん方、ごらんになったかと思えますけれども、NHKの「クローズアップ現代」で、東大野球部50連敗中、その報道があっておりました。なかなか勝てないということで、子供たちに自信がなかったんですね。4年生のピッチャーもなかなか自信が持てなかったんですけれども、そこに臨時投手コーチとして桑田真澄さんが就任されておられましたけれども、その桑田さんのところにその4年生の投手が指導をみずから足を運んで請うたと。そして、桑田臨時コーチが指導をして、1球1球に込めて、10球のうち8球、アウトコース低目に投げなさいという、当初は1球も投げるができなかったけれども、それを自分がその1球1球について研究していったところ、10球のうち7球まで投げるができるほどになってきたというふうな形で、やはり先生と生徒、学ぶ者と指導する者との呼吸がここにマッチするとそれだけ上達するんだなということを私自身、テレビを見ながら学ばせていただきまして、これもやっぱり上峰の小学校、中学校で学ぶ児童・生徒にもそういう先生と児童・生徒との呼吸、ぴたっといくものがあれば、きつとうまくいくのではなかろうかというふうに考えているところでございまして、私はまずは第1番目に学力向上の対応についての考え方は、教師の指導力をアップしていきたいというふうに思っております。

先般、これは5月の中ほどでございましたけれども、みやき、上峰両町の小学校、中学校の先生方、上峰小学校に一堂に会しまして、研修をしてもらいまして、指導力向上のための話し合いをさせたところでございます。そういうふうな形でとにかくやっていきたいというふうに思っているところでございます。

そしてまた、きょうも8番議員の吉富議員さんからも土曜開校についての話もしていただきましたけれども、やはり子供たちには時間をつくってやらなければいけないというふうに思っております。その時間をいつつくるかということでございますけれども、今私が考えているのは、アウトソーシングといいましょうか、外部の力を使わせていただきたいなと思っているところでございます。そういうことを考えながら、おさらい学習といいましょうか、そういうふうなのができないかということで考えております。

土曜日の開校につきましては、ウィークデーの時間を十分に学習に充てて、いろんな学校行事などのものを土曜日に持ってきてと、そして授業時間数の確保といいましょうか、ゆとりある時間で授業を進めさせていけたら子供たちも理解が幾分といいましょうか、随分楽になるんじゃないかというような取り組みでございまして、それも考えております。何らか

のアウトソーシングができないものかということで、教育課のほうにも一応いろいろと手だてをとるようにしておりますけど、なかなかそのことにつきましても一朝一夕、右から左にというわけにいきませんので、今十分に対策を考えているところでございます。

それから、なお、土曜開校のことにつきまして、先ほども話しましたけれども、私は土曜日のこともですけれども、上峰の先生たちはよく頑張ってくれている、中学校は3年生は夏休み10日間授業をするというふうに言うてくれております。そういうふうにして、先生たちも子供たちのために学力向上に対して休み期間のところを授業という形でしている。小学校も午前中ですけれども、実施します。当然通学バスが必要になりますので、そのバスとの話し合いも連携をとりまして解決しているということで、私は先生たちの努力は着実に実を結んでいくものと思って、私は期待をしているところでございます。

以上、取り組みについて説明を終わります。

#### ○9番（中山五雄君）

私、この資料を平成24年度全国学力・学習状況調査ということで、これをいただいておりますが、これは小学校が佐賀県27番目、中学校が41番目ですね。この中に上峰がどの辺にいるかというのが、前回か前々回か聞いたと思いますけれども、その辺は言えないということであったものですから、その辺を、要するに佐賀県は、小学校は何とか真ん中ぐらいに行っておりますが、中学校はほとんどしりのほうにおります。そういうことで、一番大事な中学校は高校、大学と行くところで大事な時期じゃないかなと、そう思っております。

そこで、これは同僚議員が質問されました土曜開校ということで、これ私は最初から質問しようと思って資料をとっておりましたが、これ全部読むことはできませんけれども、江北町立江北小学校ですね、これは情報機器活用をした学習意欲の向上ということで、こういうことをされております。それとか、神崎市立神崎中学校でも2学期の授業日を1週間早め、全学年を対象に学習会を実施、これは正規授業としてされております。こういうことがずっとここに載っておりますが、よその中学校あたりはこういうことをずっとされております。そういうとも教育長さんは調査をされて、これは上峰町も実施——それが今教育長さんが同僚議員の質問の中で、特別支援学級に行かれている子供さん、先生が土曜日に出れば普通の日に休まなくちゃいけないということで、その辺が大変だということを言われましたけれども、これは臨時か嘱託でしょう。だから、緊急雇用対策費があるでしょう、そういうとで補うことができないんですかね、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの質問にお答えいたします。

いろいろ関係市町を中山議員はお調べいただいて、ありがとうございます。上峰が夏休みに授業をさせて、先生たちがしてくれるといった基本は、神崎市を手本にさせていただいております。それで、こちらがそういうふうに行われている、2学期の頭もされていますけど、

うちの場合には8月からの部分で授業ができるところで10日間の授業をするというふうにさせていただいているところがございます。小学生は中体連等ございませんので、大体7月の終わりぐらいのところから5日間ということになっております。そういうふうにして関係市町等、頑張っておられますので、上峰もおくれをとらないようにということで努力をしております。

それから、全国学力・学習状況調査等につきましては、文科省で資料については出されますけれども、それは県全体というふうな形で、各市町は個別の学校がわからないように公表ということになっておりますので、そういうふうな約束で小学校、中学校は受験を、上峰教育委員会はさせておりますので、その約束は守らせていただきたいと思います。民間の企業が、これは予備校関係と思いますけど、それが発行しているものを使わせていただいているところがございます。これでもって大体の佐賀県の状態がおわかりいただけるだろうし、そこに上峰の小学校、中学校が含まれているということで御理解いただきたい。小学校、中学校、大体平均点前後のところにありますので、こう離れているということではありません。トップの福井県などが七十五、六点で、佐賀県の場合71点前後ですから、そういうところで行きますと、そんなにかけ離れているということではありませんし、教科別に見ていただくと、その順位はまた変わってまいりますので、トータルでということになっていることも御理解くださいませ。

最後のもう1件、支援員につきましては、町からいただいて、これもかなり御無理をさせていただいてつけていただいているものでございます。この緊急雇用につきましては、何か特別がなからなかつけていただいただけませんでしたので、町で無理にお願いをしているところがございます。何か新しく変わったことがないと、県としてもそういうものをつけていただけませんでしたので、その点は御理解していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○9番（中山五雄君）

とにかく前向きに考えるということで、神崎市立神崎中学校をお手本としてというようなことを教育長が今言われたと思いますけれども、要するによその云々じゃなくて、先行するぐらいの考えでやっていただきたいなど。それが江頭住民課長が子ども議会の云々のときに尋ねたら、上峰中学校に行きたくないと――中学校やったかな、住みたくないやったかな。

（発言する者あり）ああ、住みたくない。そういうことを言われるということは、やっぱり子供が中学生がそれを言うということは学校内での云々も含むんじゃないかなど。いろいろ致遠館とか行っている子もあるし、その辺をもう少し、やっぱり先に考えていかないと、よそのまねをしてもだめだと、上峰町は小さな町ですから、いろんなことが逆にできると思うんです。だから、私はやるべきだと。

それと、この緊急雇用対策も、これは使えると思うんですよ。例えば、1週間に1回だったら、その分の費用を緊急雇用対策で出せるはずなんです。その辺は出せないというならば

仕方ありませんけれども、その辺は例えば出せないならば、予算を組んででも子供たちのためにやるべきじゃないかなと私はそう思います。その辺、教育長、町長にお尋ねして、この項を終わりたいと思いますが、時間がないものですから、教育長さん、答弁は簡潔にお願いします。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

緊急雇用につきましては、25年度に要求をしまして、結果的には県から回答をいただけなかったということでございます。

**○町長（武廣勇平君）**

この支援員さんの手だてをなるべくしていきたいという趣旨で緊急雇用基金を活用しての申請をされてありましたが、この緊急雇用基金が通常の職場内の町でこれまで行ってきたものをそのままつけかえて県費の緊急雇用基金にのせるということは、初めから難しい話でございました。特別の人材育成という性格を持たせた雇用の仕方をするものに、途中から緊急雇用基金の性格も変わってきましたので、その点を考慮して申請すべきだったという反省はございます。そうしたことで、人員の配置ができていなかったことについては、大変議員御指摘のとおり、頭を悩ませたところでございましたが、町費で少ない人数ですけれども、対応したというところでございます。

**○9番（中山五雄君）**

これは子供たちにとっては大事なことですから、本当に学力が向上するかしないかのあれですから、上峰町の予算を削ってでもそっちのほうに向けるべきじゃないかなと思いますから、ぜひ——あっ、上峰町の予算を削ったらだめですから、ほかの部分の削って、そっちのほうに向けていただきたいと、その辺をオーケーという返事をもらったら質問をこれで終わります。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

その答弁をさせていただきますけれども、緊急雇用であれ町であれ、勤務の割り振りの対象になりませんので、前4週後8週の範囲の職員である限り、いかんともしがたいわけでございます。県職員の教員等につきましては、前4週後16週という4カ月の割り振りができるということで動いてきているところでございますので、御理解ください。

**○議長（大川隆城君）**

次に進みます。子供たちの安全についての対策はという質問に対し、執行部の答弁を求めます。

**○教育課長（小野清人君）**

中山議員の子供たちの安全についての対策はという御質問に回答させていただきます。

交通安全の面から申し上げます。中学校においては、自転車通学許可願を提出させることで、生徒及び保護者に安全な走行について確認させており、教師が朝の立ち番指導を定期的

に実施し、安全指導を徹底しています。また、年度当初は生徒の交通安全の意識を高めるため、警察署及び町の交通安全指導員の皆様の協力を得て、実際の自転車の走行訓練を実施し、指導を受けています。

また、昨年10月には中の尾団地内での交差点で事故がありました。これは登下校中ではございませんでしたが、事故があったのは確かでございます。こういう事故を受けた翌日には臨時全校集会、帰りの会等での安全指導の徹底を図っております。また、交通安全は家庭での指導が大切ということで、つい先日の土日に開催のオープンスクールで来校された保護者の皆さんに指導の徹底を促しております。

小学校では、年2回全校一斉下校時に交通安全指導、4月には中学校と同じく鳥栖警察署による交通安全教室、6月には6年生の希望者ですが、対象にした自転車大会など、交通安全に対する教育を実施しております。

また、教師と小学校PTAの協力を得て、調査を行い、危険箇所を地図に落としした安全マップを作成し、これを利用して生徒・児童に危険箇所を示し、これは小・中学校の各家庭に配布をいたしました。

また、先ほど小学校前の通学路は狭いということでしたが、この通学路には約1メートルほどの歩道がついております。この歩道を使って登下校するように指導を徹底しております。また、その道路を通行される車の運転者の方々も小学校の登下校ということを認識されておりますので、スピードを出されず通行されているようでございます。また、地域の方々も立ち番を協力してもらっております。児童らに指導をしていただいているところでございます。

次に、学校内でございますが、御存じのとおり、小学校においては午前中はボランティア団体、老人クラブの皆さん、午後は保護者において校内パトロールを実施していただいております。児童の皆さんはパトロールの意味をよく理解され、安心して勉学に励んでいらっしゃいます。

最近、他県でサッカーゴールの事故が発生したという報道がございました。当町の小・中学校にもサッカーゴールがありますが、鉄製のサッカーゴールポストにつきましては、くいで固定をしております、転倒しないように対処しております。また、小・中学校それぞれ防犯訓練、これは不審者対策も兼ねております。火災による避難訓練、教職員に対してのAEDの講習会なども年に一度開催しております。

小学校の遊具についても御質問がございましたが、小学校の遊具につきましては、学校事務職員が折々ふぐあいがいいか確認を行い、ふぐあいがあつた場合は修理をその都度実施しております。

以上です。

○9番（中山五雄君）

学校内での安全対策ということで、これは教師あたりが指導されているということで、それはわかりましたけれども、2番目に、学校前1メートルの歩道がついているということで、小学校の正門、西側ですね、あそこは物すごく下り坂になっております。私がたまにちょうど通りかかって、私は孫を迎えに行ったりなんか、目の前がひかり保育園で、走って出てきている子供がいるんですよ。とまれなくてそのまま行ったら、私はそこでとまろうと思っているからスピードは出してはいないですけども、だから、あの辺はひかり保育園と門が一緒で、ひかり保育園は勾配が余りないですけども、小学校のほうが勾配があるんです。ひかり保育園の北のほうから吉田さんのところまでの道路が非常に狭いです。だから、子供たちの安全のために、午前中、同僚議員からもありましたけれども、財政が厳しい、厳しいばかり言っとかれんじやろうというような話もありました。私もそう思います。だから、どうしても必要なところは、起債が少しふえても命にはかえられませんから、その辺をやっぱり道路の拡幅をやるべきじゃないかなと思います。

3番目に、遊具関係の点検、こう見て悪かったらその辺を手直ししたりとかなんとかということが答弁が今あったかと思いますが、どのくらいの期間で点検をされているものか、その辺を。1番はもう結構です。2番と3番をお願いします。

**○教育課長（小野清人君）**

私のほうからは3番の遊具の点検のことについてお答えをさせていただきます。

小学校の遊具といいますと、忠魂碑の前の鉄のつり輪、それと中庭に滑り台、それとグラウンドの西側にブランコ、それとグラウンドの南側に大型の遊具というふうなことがあると思います。あと一輪車等もありますが、数多くございませんので、週に一度は事務職員のほうが点検をしているというふうに聞いております。

以上です。

**○議長（大川隆城君）**

道路の関係はどちらが答弁されますか。

**○振興課長（江崎文男君）**

小学校の前の道路の件につきましては、前回の議会でも歩道の件で質問があつてのことです。先ほど1メートルの歩道ということで、そのときも答弁したように、1メートルの歩道については、なかなか小学校の通学、特に小学校前の歩道の幅としては私も狭く感じます。というよりも、この前お話ししたとおり、今現在2メートルぐらいの歩道が必要ということで答弁したところでございます。

それで、全面道路の拡幅工事につきましては、なかなか先ほどから財政問題もいろいろあるということになってはいますが、私はその前段といたしましては、ある程度車に注意的なものを、極端に言うと減速帯の設置等をしてしながら、車の減速をしてもらうような対処、またはいろいろな看板を設置して、小学校前ということでの通学路のいろんな看板を設置し

て、まずは運転者にそのような減速に対する注意を促す必要があるかと思っておるところで  
ございます。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

ここの分については、あそこの吉田さんのところの十字路も、ここ約2年ぐらいずっと言  
ってきておりますが、これ12月の議会やったですかね、議会が終了後、町長の答弁では振興  
課と地権者と入れて、早急に話をしますということやったんですけども、それ以後進んで  
おりませんが、とりあえずお金がかかることですから、これも数億円かかるかなと思ってお  
ります。だから、とりあえず安全をまず第一に考えて、そういう看板等を早急に設置して  
いただきたいと、そういうお願いをして、この項は終わります。

#### ○議長（大川隆城君）

次に進みます。臨時職員の採用について、執行部の答弁を求めます。

#### ○町長（武廣勇平君）

中山五雄議員の臨時職員の採用について、どのような方法で採用されているかというお尋  
ねでございます。お答え申し上げます。

平成25年度5月現在において、役場町長部局で雇用しております臨時職員の数は、企画課  
で1名、税務課で2名、住民課で1名、健康増進課で3名、以上7名でございます。このほ  
か議会事務局で1名、教育委員会で20名採用されております。

採用形態でございますが、勤務日数や採用期間が短い場合や急に欠員が生じた際、また正  
規職員が少ないなどでキャリアのある臨時職員や免許を要する職種や雇い入れる必要がある  
ときは、職場の事情によって必ずしも公募によらないこともございます。それは正規職員数  
が少ない中で、おのおのの事務を円滑に行っていくため仕方のないことでございます。

今年度は、昨年度末に急な中途退職者が生じ、その欠員を補充していくのに苦労いたしま  
した。なお、臨時職員の採用に当たっては、臨時職員を必要とするおのおのの課において事  
務を行っております。

以上でございます。

#### ○9番（中山五雄君）

要するに採用する場合は公募だけには限らないと、緊急を要する場合は、その都度、町長  
の判断で入れていくというような答弁じゃなかったかと思いますが、要するに一番最初は何  
しろ公募をしなくちゃいけないと思うんですよね。あと継続としていく場合の対応はどの  
ように、町長だけの考えでされているものか。

もう時間がないものですから、ちょっとこれまとめて聞いていきますけれども、教育長さ  
ん、あなたのほうの嘱託職員も、要するに私、今回この質疑をしているのは、いろんな人か  
らいろいろ言われました。これは最初から公募があっていないじゃないかと、それこそしが

らみじゃないかというような話もあっておりました。もうそれは2年前のことですから、今さらどうのこうのと言ってもどうしようもない。ただ、今度は任期が来て、4月1日からまた新たにということになって、また同じ人がされておられますが、そのときの採用の仕方は教育長だけの判断でされるものか、教育委員会全体でされるものか、教育課そのもので話し合いをしてされるものかを答弁をお願いしたい。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

9番中山議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

嘱託職員の今回の採用につきましては、教育委員会で十分に審議をさせていただきました。年末ぐらいに任期が切れるという話を持っていきまして、どのようにしようかということで一応切り出しまして、それからその仕事の仕方、私が教育長として公民館長を見ておったときに、私は頼れる人だなというふうに思いまして、そして3月のところで臨時教育委員会を開きましたので、そのときに公募、それから推薦、そういうふうなことについて教育委員会で審議をいたしまして、結果的にこれまでやってきておる経歴と、そして今後25、26年度に向けての上峰町公民館の役割というものを考えたときには、この人材の活用をもってしていったほうがいいんじゃないかということで、そして私が3月21日の定例教育委員会において推薦理由3カ条を上げまして、審議をした結果、全教育委員の賛同を得まして、継続任用ということを見せていただいておりますところをごさいます、結論は教育委員会の全員の賛意をもって決めさせていただいているということをごさいます。

以上です。

**○9番（中山五雄君）**

この件については教育委員会で決めたということで、教育長が教育委員会に推薦をされたということですね。

私がここで何でそう言っているかと、武廣町長は私は若いですから24時間働きますと、若いですからしがらみが一切ありませんということで当選をされているということで、ある町民の方たちが来てそう言われました。話を聞くと、これはしがらみじゃないかということでいろいろ言われました。だから、私は逆に一生懸命今町長がしている中で、町長がマイナスになるようなことを教育委員会のほうでやってほしくないわけです。町長を褒めているわけでもありません。今のところ一生懸命やっていると、そう思っております。ただ、そういううわさがちらほらいろいろ今聞こえてきております。きょうはもう時間がないですから、ほかの件については余り言いませんけれども、その辺の教育長が推薦をされたという、その辺も皆さんたちの意見を聞き、教育委員会にそれを提出されたということはいいんですけれども、教育課の中での教育長の部下、課長あたりは全部部下でしょう、そういう人たちの意見も聞かれましたか。まずそれを、時間がないですから簡潔にお願いします。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

部下には相談をしておりません。教育委員会においてどなたか推薦はありませんかという事は暮れから話をしております。私は、自分が教育委員会を運営して、公民館をしていく上では、彼は適任だと私は判断しましたし、それで動かしていただいておりますが、しがらみなどについては一切わかりません、どんなのがしがらみなのか、私は彼を人物として見て評価させて話をさせていただいております。

以上です。

#### ○9番（中山五雄君）

教育長さんですね、私は彼が悪いとかできないとか言っているわけじゃありません。私はきちっとしたルートでそれをやっていただきたいと。要するにマイナスになるようなことをやってもらいたくないと。それは教育長、教育委員会の権限かもしれません。でも一緒に働いているのは教育課の職員たちでしょう。だから、その辺の意見も聞くべきじゃないか。教育長さんの3月定例議会、それ2月にありましたけれども、対話を大事にしなくちゃいけないということでは言われましたが、その辺欠けているんじゃないかなと。あそこに議会だよりを持ってきておりますから、それを読めばわかりますけれども、その辺がちょっと私は教育長さんが一方的に、それは当然その権利はあっても、人間として、しかも人の上に立つ教育長さんとしてその辺は部下に、私はこういうふうにしようと思うとっばってん、あなたたちの意見はどうかいて聞くのも必要じゃないかなと、私はそう思います。教育長がいや、そこまで私はしないよと言われるならば、これはどうしようもありませんけれども、教育委員会の人たちは全てを知っているわけじゃないでしょう、いつもいないから。教育長さんが推薦されれば当然オーケーですよと言うよりほかないでしょう。だから、私が言うのは平等性を持つためには、その職場と一緒に働いている人、あなたたちどう思うね、この人どう思うねということを書いて進めるべきだと。だから、彼をだめだとか仕事ができないとか、一言も言っておりません。私は、きちっとした道を通していただきたい、筋を通していただきたいということです。もう1分しかありませんから、今後どうされるか、その辺の答弁をお願いして、全ての質問を終わります。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

9番の御質問にお答えさせていただきます。

一番最初は生涯学習課からの提案、時期が来ていますから、どうしますかということで相談がありまして、うん、わかった、そうしましょうということでしておりました。今、議員さんから言われたことについては、今後十分に心にとめてやっていきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（大川隆城君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で9番議員の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでございました。

午後4時4分 散会